# 現代の不換銀行券と貨幣

#### 泉 正樹

## 目次

1	不換銀行券の本質規定をめぐって	2
1.1	不換銀行券 = 信用貨幣説	2
1.2	不換銀行券 = 国家紙幣説との対立	4
1.3	ランス・シート問題	
2	マルクスのステュアート評	7
2.1	ステュアートの計算貨幣論	7
2.2	「観念的(ないし理想的)度量標準」としての「計算貨幣」	12
2.3	マルクスのステュアート評	14
3	現代の不換銀行券と貨幣	19
3.1	現代の「円」と現代の不換銀行券	19
3.2	価値表現の機制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3.3	一般的等価形態と現代の不換銀行券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

# 現代の不換銀行券と貨幣

前章では、マルクスの商品貨幣説の検討を足がかりにして、宇野弘蔵によって再構成された価値 形態論の問題点とその解決策についての考察を行なった。本章ではこうした考察を踏まえて、現代 の貨幣にも通底する貨幣概念の考察を行なっていくことになる。

とはいえ,不換銀行券として象徴的に現象する現代の貨幣と,商品貨幣説から導かれる商品貨幣との間の隔たりは大きい。現実の経済において金兌換が行われている間は,銀行券に商品貨幣の裏付けが与えられていると考えることができたため,商品貨幣を土台にした信用貨幣の展開という議論の組み立てと,現実との間の整合性は保ちやすかったであろうと考えることができる。

しかし,金兌換が停止される場合には,銀行券の貨幣債務証書としての規定が免除されるように 見えるのであり,そうした債務性から解放された不換銀行券が,なぜ貨幣機能を果たすことができ るのか,という疑問が生じることになる。 本章で取り上げる不換銀行券論争は,この問題を一つの争点として展開されることになったが,その際の大前提は,貨幣は金であるという点にあったといえる。不換銀行券も信用貨幣であると捉えられた岡橋保の見解に対して,貨幣(金)債務を負わない不換銀行券を信用貨幣として捉えることはできないという不換銀行券 = 国家紙幣説からなされた反論は,この点が端的に示されていたと考えられる。従来,信用論は,貨幣論で導かれる商品貨幣,具体的には金貨幣を 貨幣 とすることでその土台が確保され,銀行券は原理的には兌換銀行券として捉えられてきた。本章では,不換銀行券論争において考察が進められた不換銀行券の本質規定をめぐる議論に着目し,貨幣とはいかなるものとして捉えられることになるだろうかという問題を考えていくことになる。

# 1 不換銀行券の本質規定をめぐって

1950 年代から 60 年代の初頭にかけて,不換銀行券の本質,その運動法則をめぐっての大論争,「不換銀行券論争」が展開された。参加者約 40 名,関連論文約 200 編,関連著書 10 数冊とも集計されるこの論争は1),その解説論文を幾編も生み出すほどの活発なものとなった2)。

本節では,不換銀行券の本質に関する岡橋保の見解と,それに対する麓健一の批判を見ていくことに焦点を当て,不換銀行券の本質規定についての二つの考え方をまず確認しておくことになる。

#### 1.1 不換銀行券 = 信用貨幣説

不換銀行券論争において提示された不換銀行券の本質規定には,二つの対極的な見方が存在した。一つは,岡橋によって提示された不換銀行券=信用貨幣説であり,もう一つは,岡橋説への批判として不換銀行券=国家紙幣説3)としてまとめることのできる,飯田繁,三宅義夫,麓健一といった諸氏によって提示された見方である。

岡橋におけるそもそもの問題関心は、兌換停止下における物価の運動と不換銀行券の伸縮との関係をいかに考えるかという点にあった。

「兌換が停止されているとはいえ,銀行券は伸縮をくりかえし,物価も騰落している。この銀行券の伸縮は,兌換下におけるとおなじように,物価の騰落によっておこるのであろうか。それとも逆に,銀行券の増減から物価の騰落がおこるのか。ともあれ,われわれのまえにあたえられている事実は,物価の騰落と兌換のされない銀行券の伸縮ということ,これである。」(岡橋 [6]1 頁)

<sup>1)</sup> 浜野 [17]279 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 不換銀行券論争については,浜野 [17],西村 [15],荒牧 [2],吹春 [19],浜田 [16],松井 [26] などからその概略が得られる。

<sup>3)</sup> 一般的に,不換銀行券の本質を国家紙幣として理解する立場は,不換銀行券=不換紙幣説として括られている。しかし,この見解をより明確に表わすのは不換銀行券=国家紙幣説であろうと考えられる。ただし不換銀行券=国家紙幣説は,不換銀行券の本質規定という点では国家紙幣説として一括りにすることができるとしても,その運動法則についての見解は,各論者によって固有の見解が提示されているため,これを一まとめにすることは必ずしもできない。このため,本文で不換銀行券=国家紙幣説と括る場合,それは不換銀行券の本質規定の見解として一まとめにすることができるという意味で用いる。

短い部分ではあるが,ここには不換銀行券 = 信用貨幣説の問題関心が凝縮されていると考えられる。銀行券の兌換が停止される場合,不換銀行券は「紙幣流通の独自な法則」 $^4$ )(Marx[37]S.141., 訳 (1)225 頁)に従うという多数的理解が $^5$ ),「銀行券の増減から物価の騰落がおこる」とする見解としてまとめられ,それに対して岡橋によって,「この銀行券の伸縮は,兌換下におけるとおなじように,物価の騰落によっておこる」という見解が対置された文言とひとまず見ることができるだろうからである。

もっとも,上記引用文のように論じられたからといって,不換銀行券には「紙幣流通の独自な法則」が作用しないと岡橋において考えられていたわけではない。岡橋においては,「紙幣流通の独自な法則」のみの専一的な作用には還元されえない側面が,不換銀行券の流通法則として見出されたのであった。

「いうまでもなく銀行券はすべて手形流通に立脚し,その流通の根拠を商業手形の流通にもとづいている。問題は,銀行券の流通根拠における,したがってその本質の同一性にあるのではなく,むしろその代用される貨幣のちがいにもとづく銀行券の差別性こそが重要なのである。」( 岡橋 [6]82 頁 )

こうした観点から岡橋においては,銀行券の発行様式が4つに分類される。すなわち,(1)商業手形割引に基づく発行,(2)金地金買い上げに基づく発行,(3)有価証券担保に基づく発行,(4)不生産的国債担保・融通手形割引に基づく発行となる(5)。岡橋説は,不換銀行券の流通法則に関する説明において「旧論」・「新論」と分類される場合もあるが(7),これら(4)0の発行様式と不換銀行券の伸縮との関係の要点は,およそ以下のようにまとめられることになるだろうと考えられる。

上の引用文に見られるように,銀行券の流通根拠自体は手形流通に求められた上で,銀行券は,その発行様式によって異なった貨幣機能を代位するのだとされる。すなわち,(1) の商業手形割引に基づいて発行される銀行券は貨幣の支払手段機能を代位し,残りの(2) ~(4) に基づいて発行される銀行券は,貨幣の流通手段機能を代位するのだと(2) 。また,(1) ~(3) に基づいて発行される銀行券は,商品流通に応じてその量を伸縮させる(2) のに対して,(4) に基づいて発行される銀行券は,

 $<sup>^{4)}</sup>$  「この法則は,簡単に言えば,次のようなことである。すなわち,紙幣の発行は,紙幣によって象徴的に表わされる金(または銀)が現実に流通しなければならないであろう量に制限されるべきである,というのである」( $\max[37]S.141$ .,訳(1)225 頁)。つまり,流通必要金量を超えて国家紙幣が発行されると,物価の名目的上昇に帰結する法則としてひとまず考えることができるだろう。

<sup>5)</sup> その根拠として挙げられたのが,以下のエンゲルスの記述であった。

<sup>「</sup>銀行券がいつでも貨幣と交換できるものであるかぎり,流通銀行券の数をふやすということはけっして発券銀行がかってにできることではない。{不換紙幣はここではおよそ問題にならない。不換銀行券が一般的な流通手段になることができるのは,ただ,事実上それが国家信用によって支えられている場合だけであって,たとえば現在ロシアではそうである。したがって,不換銀行券は不換国家紙幣の諸法則に従うのであって,この諸法則はすでに説明されている。(第一部第三章第二節 c 。鋳貨。価値章標。) F・エンゲルス c (c (c (c (c )) c (c ) c ) c (c ) c (c ) c (c ) c (c ) c ) c (c ) c (c ) c ) c (c ) c (c ) c (c ) c

<sup>6)</sup> 岡橋 [6]55-9 頁 , 岡橋 [5]207-8 頁等を参照。

<sup>7)</sup> 浜野 [17]293-4 頁を参照。

<sup>8)</sup> 岡橋 [6]55-9 頁を参照。「銀行券が流通界にあらわれるのは,一定の金量を代表して,流通手段かあるいは支払手段のいずれかの貨幣(流通必要貨幣)に代替流通するためにほかならない」(岡橋 [6]4 頁)。

 $<sup>^{9)}</sup>$  「銀行券はその還流性のゆえに,物価の実質的騰落にもとづく流通必要金量の増減に対応して,よく膨張,収縮し うる」( 岡橋 [6]4 頁 )。

「商品流通に応じて伸縮する性質のものではないから,返済の経済的基礎をかき,流通界にながく沈殿するようになる」( 岡橋 [5]207 頁 ) とされる。

しかし、「商品流通は不要な貨幣をうけいれようとはしないから、過剰な銀行券は減価することによってしか吸収されえない」(岡橋 [5]207-8 頁)のであるが、兌換銀行券の場合には、兌換を通じて「過剰銀行券は発券銀行に回流し、流通の外に排除されて収縮する」(岡橋 [5]208 頁)ことができるとされる。

一方,不換銀行券の場合には,兌換停止によってこの回路が閉鎖されるために,この部分についての銀行券の量的調節機構が作動しなくなる。したがって,(4) に基づいて発行される不換銀行券部分については,「紙幣流通の独自な法則」に従う余地が生じ,その発行が,流通必要量以上の不換銀行券の滞留を引き起こす場合には,名目的な価格上昇を生じさせることになる。しかしながら,不換銀行券の流通下においても,(1) ~(3) に基づいて発行される部分については,兌換銀行券と同じように膨張・収縮することができるため,兌換停止によって「紙幣流通の独自な法則」が専一的な作用を及ぼすと考えることはできなくなるのだとされる。

このため,不換銀行券の伸縮という観点から見てみると,兌換による収縮という回路は閉ざされるものの,兌換停止によって銀行券が国家紙幣化すると考えることはできず,(1)~(3) に起因する伸縮回路が残存する以上,不換銀行券も信用貨幣として捉えられざるをえないというのが,不換銀行券=信用貨幣説が提示されるに至った着想であったと考えられる $^{10}$ 。それは現実の一面が念頭に置かれた立論と見ることができるが,そのそもそもの着眼点は,以下の文言に集約されているだろうと考えられる。

「兌換停止下にあっても信用取引がおこなわれ,商業手形が流通するかぎり,商業手形が銀行によって割り引かれるであろうし,その割引が金ではなく,銀行手形をもって割り引かれるであろう。金貨で支払われない商業手形が流通しているかぎり,銀行もまた金貨で支払わない手形を振り出しえないはずがなく,また要求払預金の形における銀行債務を形成しうるであろうから,商業手形の割引によって銀行手形の形か,あるいは銀行預金の形における銀行債務の貸付,信用の貸付が行なわれよう。」( 岡橋 [6]128 頁 )

ここでは,兌換制下であろうと不換制下であろうと信用取引が行なわれ,商業手形を銀行が割引く以上,不換銀行券を信用貨幣として捉えうることが論じられているといえるだろう。しかし,銀行券の債務とは何なのかという問題をめぐって,岡橋説は各論者からの共通の批判に直面することとなった。

#### 1.2 不換銀行券 = 国家紙幣説との対立

たとえば麓健一によって、岡橋説に対する以下の疑問が提示された。

<sup>10)</sup> 川合 [11]162-6 頁では、岡橋説の出自が不換銀行券の伸縮回路への着目にあるという点が簡潔に整理されている。 不換銀行券論争の二大争点として、「不換銀行券の本質」と「不換銀行券の運動」とが並置されるのが通例ではある。 しかし岡橋説においては、「不換銀行券の運動」の考察を通じて、「不換銀行券の本質」が引き出されたという点は留意したい。

「われわれが債権・債務という場合,その内容はとうぜん価値請求権 = 貨幣請求権・価値 (貨幣)の支払約束ということでなければならない。そして銀行券のばあい,金請求権・金 支払約束ということでなければならない。不換銀行券は兌換の停止によってこのような金 債務がなくなったのだから,われわれは不換銀行券には,もはやなんらの債務性したがっ て手形性もなく,それはつまりは不換紙幣に転化してしまったのだと説くのである。」(麓 [20]28 頁)。

そもそも銀行が銀行券を発行することができたのはなぜか。それは,銀行券の持参人の要求があり次第,貨幣との交換に応じることを銀行が約束したからではなかったのか。にもかかわらず,兌換停止とは,その約束を放棄するものに他ならない。故に,不換銀行券は,そこに何の債務性も抱えておらず,信用貨幣とはいえない,ということがここでは述べられている $^{11}$ )。そしてそのような不換銀行券の本質は,貨幣債務以外に求められなければならないのであり,麓においてそれは,国家による「法定支払手段の認定」 $^{12}$ )に求められ,不換銀行券=国家紙幣説が提示された。

ただし、こうした不換銀行券の国家紙幣化によって、諸資本間で形成される信用取引が消滅するわけではないとも麓においては考えられた。岡橋においては、不換銀行券を国家紙幣として理解するならば、兌換制下で築かれていた商業信用を基礎にした銀行信用という近代的信用制度が、兌換停止によって崩壊してしまうことになるのではないかと考えられた。つまり商品世界が、いわゆる貨幣論の次元で説かれる単純商品流通の段階に退行してしまうのではないかと難じられたのだが<sup>13)</sup>、この点が麓においては、次のように応えられた。

「不換銀行券は範疇的には不換紙幣なりと規定されても,それはなお「銀行券」であり,かくして,近代的信用制度=銀行制度の下における不換紙幣なのであるから,私はこれを言葉の便宜上「近代的不換紙幣」と規定するにとどまる。これを単純流通の段階における純然たる不換紙幣とまったく同じものであると誤解されてはならない。」(麓 [20]107 頁)

<sup>11)</sup> この点は,不換銀行券 = 国家紙幣説を支持する論者の一致した見解であった。

 $<sup>^{12)}</sup>$  麓 [20]93 頁等を参照。なお,岡橋説の出自が,不換銀行券の伸縮論に求められるという点は先に述べたところであるが,不換銀行券の本質規定そのものを論じる場合に岡橋によって着目されたのが,「法定支払手段」という点であった

<sup>「</sup>不換銀行券は,発券銀行への呈示によって,本来の貨幣(金)に転換することは,もはや,できなくなったが,法定支払手段であるから,国家に対する租税の支払にはこれを使用することができる。国家は,また,これをもって発券銀行に対する債務の返済にあてることができるので,ここでは,この不渡り銀行手形は,債権債務の相殺によって,絶対的な貨幣としてすら機能しうる。したがって不換銀行券は,一種の不渡手形ではあっても,なお発券銀行の債務証書であり,まだ貨幣として機能しうる余地がのこされている」(岡橋 [5]204 頁)。

ここからは,法定支払手段で租税が支払われ,また,債権債務が相殺されることと,その法定支払手段を銀行が発行するというところまでは読み取ることができる。しかし問題の核をなす,その法定支払手段がなぜ発券銀行の債務証書であるのか,という点については論じられてはいないと考えられる。おそらくは, 銀行が発行しているからという点にその根拠が求められることになるのではないかと推察されるが,その場合には循環論となるだろう。不換銀行券を発券銀行の債務と捉え,これを信用貨幣と考えるとするならば,その債務はあくまでも貨幣債務と捉え,そこから貨幣概念の再検討へと進む必要があるだろうと考える。

<sup>「</sup>兌換の停止された銀行券を不換紙幣としてみることは、この銀行券の本質を流通手段としての貨幣代替物にみることである。不換紙幣とは、いうまでもなく、信用のない単純商品流通(そこではもっぱら現金取引しかおこなわれえない)の段階における代用貨幣である」(岡橋 [6]9 頁)。

つまり,兌換停止によって銀行券が国家紙幣化するといっても,それは『資本論』第1 巻第1 篇 第3 章第2 節 c 「鋳貨 価値章標」で説かれているような,流通手段としての貨幣の機能から生ずるところの国家紙幣とまったく同じものに転化するのではなく,不換銀行券はその本質は国家紙幣であるとしても,それは同時に「銀行券」でもあり,それがすなわち「近代的不換紙幣」なのだとされている。そして,不換銀行券を国家紙幣として理解することが近代的信用制度の否定につながるとする岡橋の批判に対して,麓は次のように応じた。

「発券銀行による不換銀行券の発行・貸出が現金貨幣の貸出であっても,発券銀行はこのほかに,帳簿信用の開設や,その他の「信用の貸出」をなしうることは,周知のことがらである。」(麓[20]110頁)

ここで確認すべき論点は以下の二点になるだろう。まず第一点は,兌換の停止によって銀行券が 国家紙幣化しても,そのことによって信用取引自体が行われなくなるわけではないということ。そ の一例として,麓においては「帳簿信用」(預金設定)が挙げられて,岡橋の批判に応えられてい ると見ることができる。そして,不換銀行券の発行・貸出が,「現金貨幣」の貸出として理解され ていることが第二点。

不換銀行券の本質が国家紙幣として理解される麓説において,「不換銀行券はもはや信用貨幣ではありえない。したがって,中央発券銀行による不換銀行券の貸出は,現金貨幣の貸出であって,信用の貸出ではない」(麓 [20]59 頁)と捉えられたが,この麓説に対しては,岡橋によって以下の批判が提示されたのであった。

#### 1.3 バランス・シート問題

仮に,兌換停止によって銀行券が不換国家紙幣化することを認め,不換銀行券が基本的には国家紙幣とその本質を同じくするのだとすれば,なぜ不換銀行券は,発券銀行の貸借対照表上の資産の部に計上されないのか $^{14}$ )。なぜ,不換銀行券は依然として負債の部に計上され続けているのか $^{15}$ )。これこそ,不換銀行券が国家紙幣ではなく,信用貨幣であることを示す証左ではないのか,と $^{16}$ )。これに対する麓の反応は,「それが現実に発券銀行の債務や資産でなくとも,単なるバランスの上から,計上されることがありうるし,また現にある。そうすることが会計学的技術の上から必要なのである」(麓 [20]108-9 頁)というものであった。また,兌換銀行券の債務性が,「不換銀行券になっても,従来の惰性として,「負債の部」に計上されているにすぎない,とも考えられる」(麓 [20]109 頁)ともされた。要するに麓においてこの問題は,形式上の些事として考えられていたと

<sup>14)</sup> 岡橋 [6]96 頁を参照。

<sup>15)</sup> この問題は,三宅義夫によって「エレガントなパズル」という論点で提起された。

<sup>「</sup>不換銀行券も発券銀行の債務であるとする岡橋説は,おそらく岡橋教授以外のなにびとをも納得させえないと思われるものであるが,不換銀行券発行高は発券銀行の貸借対照表においてその「負債の部」の計上項目となっていることは,どうせつめいしたらよいか。これは一つのいわばエレガントなパズルとなりうるであろう」(三宅 [27]127 百 )

<sup>16)</sup> 岡橋 [6]95-6 頁を参照。

見ることができるだろう。

以上,不換銀行券の本質規定をめぐって,不換銀行券 = 信用貨幣説(岡橋説)と不換銀行券 = 国 家紙幣説(本章では麓説を取り上げた)との間で交わされた議論を概観したが,両説の特徴につい てまとめてみれば,およそ以下のようになるだろう。

まず不換銀行券 = 信用貨幣説について。この説においては,商品世界で形成される信用取引が, 兌換停止後も不換銀行券を媒介にして引き続き継続されるという,現実に対しての説明力を一面で 有する。また,不換制下においても,発券銀行の貸借対照表の負債の部に不換銀行券が計上されて いるという現実を説明する上でも,不換銀行券 = 信用貨幣説は一定の説得力を持つ。しかし,金兌 換を免除された不換銀行券が,どのような意味で信用貨幣であり続けることができるのかという問 題に直面するとき,不換銀行券 = 信用貨幣説は,不換銀行券 = 国家紙幣説からの批判を免れえない だろうと考えられる。

次に不換銀行券 = 国家紙幣説について。この説においては,不換銀行券は銀行券であると同時に,法定支払手段としての「現金」である,という現実に対する説明力を有している。しかし,不換銀行券という紙券が「現金」と考えられることによって,貨幣論 信用論という理論構成には問題が生じることにはなるだろう。不換銀行券 = 信用貨幣説も不換銀行券 = 国家紙幣説も共に,貨幣論において導かれる貨幣は商品貨幣,具体的には金貨幣であり,この金貨幣を起点にして信用取引の考察が行なわれることになるだろうと考えられるが,その場合,「現金」である金貨幣は資産として発券銀行に保有される。しかしながら,不換銀行券を「現金」と考える場合には,「現金」でありながらなぜ,発券銀行の貸借対照表の負債の部に不換銀行券が計上されるのかという問題に直面することになるだろう。麓説では,この問題は「形式」ないし「慣性」の問題として処理されたのであった。

しかし本章では、「形式」ないし「慣性」という観点とは異なった視点から、この問題をもう一度考えてみたい。不換銀行券が発券銀行の貸借対照表の負債の部に計上されるのはなぜなのか。それは、不換銀行券といえどもそれが信用貨幣であり、貨幣債務を負っているからではないだろうかという視点からの考察になる。

もちろん,このように考えようとするならば,以下の問題を予備的考察として行なっておく必要が生じることになるだろう。すなわち,不換銀行券が信用貨幣であり貨幣債務であるというのならば,その債務の内容をなす 貨幣 とは何なのかという問題である。

### 2 マルクスのステュアート評

#### 2.1 ステュアートの計算貨幣論

本章ではこの問題を,ステュアート (James Steuart) の計算貨幣論を手がかりにして考察してみたいと考えるが,マルクスの『経済学批判』では,貨幣の価値尺度機能が考察された後で,「B 貨幣の度量単位についての諸理論」という項目が立てられている。そこでは,価値の尺度と価格の度量標準に関する他学説の批判が展開されており,その中で,「ばかげた諸理論 (die tollsten

Theorien)」(Marx[34]S.55.,訳 85 頁)としてまとめられることになる,「貨幣の観念的度量単位説」(Marx[34]S.60.,訳 93 頁)が,ステュアートにおいて完全なかたちで展開されていると位置付けられている。そこでまず,マルクスが抄録した『経済の原理』の当該章(つまり第 3 編第 1 部第 1 章「計算貨幣について」)における限りにおいて,どのような問題がステュアートによって論じられているのかを見ておくことにしたい。

ステュアートにおいて、貨幣 (money) と鋳貨 (coin) とは異なる概念であり、これら二つは区別すべきだとされる。つまり、「鋳貨としての貨幣」(Steuart[32]p.214., 訳 5 頁) とは区別されるもう一つの貨幣概念があり、それをステュアートは、「計算貨幣  $(money\ of\ account\ )$ 」ないし「観念的貨幣  $(ideal\ money)$ 」(Steuart[32]p.217., 訳 8 頁) と呼んで、以下のように説明がなされている。

「私が計算のための貨幣と呼ぶものは,販売品のそれぞれの価値 $^{17}$ を測定するために発明された,同等の部分からなる任意の scale にほかならない。それゆえ計算貨幣は,鋳貨としての貨幣とは全く別のものであり,すべての商品にたいして適切で比例的な等価物となりうる,何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる。」(Steuart[32]p.214.,訳 5 頁)

ここで論じられていることの大枠は、「計算貨幣」とは「同等の部分からなる任意の scale にほかならない」ということになるだろう。それは、諸商品の「それぞれの価値を測定するために発明された」とも述べられており、諸物の 長さ が物差しで測定されるように、諸商品の価値は、この「計算貨幣」によって測定されるものとして捉えられているとひとまず考えることができる。そして引用の後半部分では、「それゆえ」という接続のもと、「計算貨幣」と「鋳貨」とは別物であることがまず述べられている。考察すべき問題は、その後で論じられている事柄の意味だろうと思われる。そこでは要するに、「計算貨幣」は物体としての実在性から切り離されたとしても存在しうることが述べられている。このことと、「scale」として捉えられている「計算貨幣」との関係については、若干の考察が必要だろうと考えられる。

というのは,ステュアート自身によって指摘されていることであるが $^{18)}$ ,たとえば 長さ を測定する場合,測定するたび毎にその目盛り $^{19)}$ 。な動する物差しを用いるとしたら,その測定は,測定としてはほとんど意味をなさない $^{19)}$ 。そうではなく,たとえばある時点 $^{19)}$ における乙のつま先から踵までの 長さ を基準にして,乙だけでなく,他の誰がいつ何時 長さ を測定する場合にも,この基準に従って諸物の 長さ が測定されるときに,その測定は測定としての意味をもつのであり,このとき基準となっている  $^{19}$ 1 期における乙のつま先から踵までの長さ が,ここでの 長さ の「度量標準 $^{19}$ 1 ということになる。

<sup>17)</sup> 邦訳書では「それぞれの価値」の部分は「相対的価値」と訳出されているが、「..., invented for measuring the respective value of things vendible.」という原文に鑑みて、ここでは「それぞれの価値」として引用した。

<sup>&</sup>lt;sup>18)</sup> Steuart[32]pp.223-4., 訳 13-4 頁を参照。

 $<sup>^{19)}</sup>$  「私は長さのわからない棒とか紐とかによって,諸物の長さの割合を図ることはできるけれども,誰もこれを測定とは呼ばない。なぜなら,フィートやヤードやトワズで測っていたなら容易に比較できたかもしれないが,測られた諸物を,同じ棒や紐で測定しなかった他の諸物と比較することはできないからである。その結果,こうした場合における測定の意味は,ほぼ完全に失われてしまうのである」( Steuart[32]p.225., 訳 16 頁 )。

そしてこの場合には、「度量標準」が、「何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる」とするわけにはいかないだろうと考えられる。なぜなら、「n 期における乙のつま先から踵」という「実体 (substance)」がなければ、ここでの 長さ の「度量標準」はそもそも提示されえなかったであろうからである。

このことを、「度量標準」とされる「計算貨幣」に適用してみれば、諸商品の 価値 を測定する「計算貨幣」とは、諸商品の 価値 を測定する際の基準となる、ある一定の価値を有する存在ということになるだろう。問題は、このように提示される「度量標準」としての「計算貨幣」が、「何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる」とされている点をどのように理解するか、ということになると考えられる。そこで引き続き、角度 や 長さ の測定と類比される、ステュアートにおける 価値 の測定についての言説を見てみると、次のように論じられている。

「計算貨幣は ここではそれを貨幣と呼ぼう 度,分,秒などが角度に対して,また縮 尺が地図あるいは各種の図面に対してはたすのと同じ役割を,諸物の価値に対してはたす。 およそこのような考案物にあっては,単位として常にある名称が採用される。

角度では,それは度であり,地理上の距離ではマイルやリーグ,図面ではフィート,ヤードあるいはトワズ,貨幣ではポンド,リーヴル,グルデンなどである。」(Steuart[32]p.214., 訳 5 頁)

ここでは , 価値 を測定する「計算貨幣」が , 角度 や 長さ を測定する「考案物」と同じ 役割を果たすことがまず述べられ , そうした「考案物」には「単位として常にある名称が採用され る」のだとされている。その上で , それらの具体的な単位名が挙げられた後で , ステュアートは次 のように述べる。

「度は特定の長さをもたないが,同様に図面の単位を示す縮尺という要素も特定の長さを もたない。上述のすべての考案物の有用性は,ただ比率を示すことに限られているからで ある。

これとちょうど同じように,貨幣単位は,価値のどのような部分とも不変で一定の比率をもちえない。すなわち,それは金,銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない。」(Steuart[32]p.214., 訳 5 頁)

ここでは、「度(the degree)」や「図面の単位を示す縮尺(the scale upon plans which marks the unit)」には「特定の長さ」はなく、「ただ比率を示すこと」がその「有用性 (usefulness)」なのだとされている。つまり 1度 (a degree) や 2度 (two degrees) ではなく、「度なるもの (the degree)」という単位そのものには「特定の長さ」はないとされており、引用の後半部分では、「これとちょうど同じように」というかたちで、「貨幣単位(the unit in money)」への言及に繋げられている。すなわち、「価値のどのような部分とも不変で一定の比率をもちえない」と論じられることによって、「貨幣単位」そのものは、ただ諸商品の 価値 の比率を示すことがその「有用性」であること、たとえば「ポンドなるもの (the pound)」という単位を用いて諸商品の 価値 の比率

は示されることが論じられているといえるだろう。

その後で、「すなわち」と言葉が続けられ、「それは金、銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない」とされているのだが、この部分はどのように考えられることになるだろうか。

確かに事物の各属性は、それら各属性を測定する「単位」を用いて示されることによって、その 角度 がいくらなのか、 長さ がどれだけなのかが分かるようになるだろうと考えられる。 しか しその際、それら「単位」に対して一定の基準が設けられていなければ、「比率を示す」という目 的で行なわれる測定の規律は遵守されえないのであり、ここに、「度量標準」の意義が見出される ことになるのであった。ステュアートにおいては、この点が以下のように論じられている。

「貨幣というものは、厳密かつ学問的にいえば、すでに述べたように、同等の部分からなる ideal scale である。もし、その 1 つの部分の標準価値とは何であるべきかと問われるとすれば、私は、度、分、秒、の標準的な大きさとは何であるのか、という別の質問を投げかけることで解答とする。」 (Steuart [32] p.217.、訳 8 頁 )

ここでは、単なる度量標準 (scale) ではなく、「観念的(ないし理想的)度量標準 (ideal scale)」であるというかたちで、「計算貨幣」が「厳密かつ学問的に」規定されている。その含意は後で考察してみることにして、まずは「度量標準 (scale)」が、ステュアートにおいてどのように捉えられているのかという点を見ておきたい。ここから読み取れる基本的な視点として、「度量標準 (scale)」には「標準的な大きさ」があるという通念に対しての、ステュアートの懐疑を摘出することができるだろうと思われる。「度量標準」である「計算貨幣」の「標準的な大きさ」とは何かと問う者に対しては、ステュアートは「別の質問」としてその当の質問者に、「度、分、秒、の標準的な大きさ(the standard length of a degree、a minute、a second)とは何であるのか」を問い返したいと論じられている。

しかし仮に,ステュアートからこの問い返しを受けたとしたら,おそらくは, 円周の 1/360 が 1 度」,「1 度」の 1/60 が「1 分」,「1 度」の 1/3600 が「1 秒」 と回答することができる。 つまり,「1 度」や「1 分」や「1 秒」の「標準的な大きさ」を示すことができるだろうと考えられる。 ただステュアートにおいても,この回答そのものが誤りとされるわけではなく,回答者からひとまずこの回答を引き出した上で,そうした 標準 の恣意性を指摘することに,上記引用文で述べられている問い返しの真意があるのだろうと推察できる。ステュアートは続けて次のように論じている。

「それらには標準的な大きさというものがないのであって、しかも人間がしきたりによってそれに与えるのが適当と考えるもの以外には、何も必要がないのである。しかし、1 つの部分が決定されるや、度量標準の性質によって、残るすべての部分は比例関係に従わざるをえない。」(Steuart[32]p.217., 訳 8 頁)

つまり ,「度量標準」に「標準的な大きさ」がないということの意味は , たとえば「1 度」が , 超越的に円周の 1/360 であるというわけではないということ , それは「人間がしきたりによって」そ

のように決めたものであることが,ここでは論じられているといえるだろう。先の例に引き付けて考えてみれば, n 期における乙のつま先から踵 が,超越的に 長さ の基準(たとえば 1 フィート)になるというわけではなく,たとえば n+1 期の甲の身長 を, 長さ の「標準的な大きさ」として 1 フィート と呼ぶこともできたであろうということが,ここでは論じられていると考えられる。

「しかし」、ひとたび円周の 1/360 を〔1 度〕とし、 n 期における乙のつま先から踵までの長さを〔1 フィート〕とした場合には、「度量標準の性質によって (by the neture of a scale)」、その後は、この 標準 に基づいた分割なり合成なりが行なわれることになるだろう。こうした観点が「計算貨幣」にも適用され、次のように論じられる。

「第1歩は全く恣意的であり、人々は、その1つないしそれ以上の部分を、貴金属の正確な量に合わせることで足るであろう。そうして、これがおこなわれ、その貨幣が、金および銀にいわば実現されるや否や、貨幣は新しい定義を獲得する。すなわち、そのとき貨幣は価値尺度とともに代金となるのである。

なんぴとも容易に了解するに違いないが,両金属をこのように価値の度量標準に適合させるからといって,両金属それ自体が,それゆえ度量標準となるべきだということにはならない。」(Steuart[32]p.217., 訳 8 頁)

ここでは、「計算貨幣」であるたとえば〔1 ポンド〕が、「貴金属の正確な量に合わせ」られる、つまり、たとえば 1g の金の 価値 = 1 ポンド という「標準的な大きさ」として規定されると、「貨幣」は「価値尺度(the measure of value)とともに代金(price)」という「新しい定義を獲得する」のだとされている。ここまで見てきたところによれば、「計算貨幣」とは、諸商品の価値を測定する「度量標準」として論じられてきたことに鑑みて、ここで獲得するとされている「新しい定義」というのは、「価値尺度」のことではなく「代金」のこととして考えることができるだろう。

ただ ,ステュアートにおいて「代金 (price)」とは「複雑な概念 (complex idea)(Steuart[33]p.65.,訳 164 頁)として押さえられ,様々な規定が与えられている20)。このため,それがどのような意味で用いられているのかを確定することは必ずしもできないが,この部分では,「譲渡可能なあらゆるものの一般的かつ普遍的な等価物」(Steuart[33]p.65.,訳 165 頁)というほどの意味として解すことができるだろうと考えられる。つまり, 1g の金の 価値 = 1 ポンド という規定が与えられると,金が「貨幣」として,「価値尺度」であるとともに,「一般的かつ普遍的な等価物」になるという文意としてひとまず理解することができるだろう。

しかしながら,引用の後半部分では,このように理解することに対して若干の注意が促されている。すなわち,金の 価値 なり銀の 価値 なりを「計算貨幣」である〔1 ポンド〕と結び付けるからといって,そのことから金なり銀なりが,それ自体で「度量標準となるべきだということにはならない」,と。言い換えれば,金なり銀なりは,諸商品の 価値 を測定する尺度 (scale) としての適性を欠くということが,ここでは含意されたかたちになっているといえるだろう。

<sup>&</sup>lt;sup>20)</sup> Steuart[33]p.65., 訳 164-5 頁を参照。

#### 2.2 「観念的(ないし理想的)度量標準」としての「計算貨幣」

こうした言説は、「計算貨幣」を「金、銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない」と論じられていた部分と直接に関係してくるだろうと考えられる。そこでさらに考察されるべき問題としては、なぜステュアートにおいて、金なり銀なりが諸商品の価値を測定する尺度として適当ではないと考えられたのかという点になるだろう。この問題に対するステュアートの見解を知ることができれば、金なり銀なりを素材にして製造される鋳貨と、「鋳貨としての貨幣」とは区別される「計算貨幣」概念が、なぜ提示されることになったのかという問題も、自ずと解かれることになるだろうと考えられる。

金銀複本位制の時代に生きたステュアートにおいてこの問題は,単本位制への抽象がなされた上で考察されているのではなく,現実に存在する複本位制が念頭に置かれ,いわば実直に分析されている。また,鋳貨の摩滅といった問題にも目配せがなされているため,なぜ金なり銀なりが諸商品の 価値 を測定する尺度としての適性を欠くのかという問題に対する議論<sup>21)</sup>は,少なからず複雑化されている感が否めないと考えられるが,以下のステュアートの言説には,この問題に対する端的な回答が提示されていると考えられる。

「それ(金なり銀なりが 価値 を測定する尺度として適性を欠く理由 引用者)は,鋳 貨の造られている物体が商品であり,人間の欲求,競争,および気まぐれによって,その商品 の価値が他の諸商品に対して騰落する,ということである。」(Steuart[32]p.226., 訳 17 頁)

つまり、鋳貨として製造される金なり銀なりは商品であり、その「価値が他の諸商品に対して騰落する」がゆえに、価値を測定する尺度としては不適格だとされている。たとえば 長さ を測定する場合、それを測定する物差しも 長さ を有しており、〔長さ〕で 長さ が測定されることになるのではあるが、そこに刻まれている目盛りの〔長さ〕が特定されていなければ、繰り返しになるが 長さ の測定としては意味をなさない。そして基準となる〔長さ〕は、超越的に「標準的な大きさ」を有するのではなく、人間によって恣意的に取り決められるものだとしても、そうした決定を行なうことによって、人間は安んじて 長さ を測定できることとなり、そこに「度量標準」の意義が存するのであった。

これと同じように,諸商品の 価値 を測定する場合にも,基準となる〔価値〕を用いて 価値が測定されるとすれば,その基準となる〔価値〕は,いったん取り決められた後にはその〔価値〕を維持しなければならないということになるだろう。しかし,たとえば1gの金の 価値 を基準の〔価値〕にするとしても,金の 価値 は変動してしまうがゆえに,諸商品の 価値 を測定する基準の〔価値〕としては不適格であることが,ここでは論じられているといえるだろう。しかし,およそ商品である限り,その 価値 が「海中の巌のように不動」(Steuart[32]p.218.,訳9頁)である商品は提示し難いとすれば,「金,銀あるいは他のいかなる商品」の 価値 も,諸商品の 価値 を測定する際の基準の〔価値〕として設定することは不適当となり,「計算貨幣」は,「金,銀

<sup>&</sup>lt;sup>21)</sup> Steuart[32]pp.222-8., 訳 13-8 頁を参照。

あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない」と考えられること になるだろう。

そしてこのことは,「計算貨幣」が単なる「度量標準(scale)」ではなく,「観念的(ないし理想的)度量標準( $ideal\ scale$ )」として規定されていることとも関係してくると考えられる。たとえば 角度 を測定する場合,その基準となる〔角度〕が,超越的に円周の 1/360 の 角度 を有するものなのかどうかという点については疑問を挟む余地があるとしても,そうした「しきたり」の中に身を置く人間からしてみれば,〔1度〕がどれほどかを図示することはできる。また, n 期における乙のつま先から踵までの長さ を〔1フィート〕とする「しきたり」の中に身を置く人間も, 長さを測定する際の基準の〔長さ〕として, n 期の乙 の足型なりその写しを提示することができる。このときこれら「度量標準」は, 実在する目盛り( $real\ scale$ )として人間に知覚されることになるだろう。

一方,諸商品の 価値 を測定する際の基準の〔価値〕となる「計算貨幣」(たとえば〔1 ポンド〕)を,実際に提示せよと指示される場合,これまで見てきたところによれば,たとえ 1g の金の 価値 を基準の〔価値〕にするという「しきたり」を設けるとしても,一目盛り分に相当する 1g の金の 価値 が変動してしまうとしたら,それを基準にして測定される諸商品の 価値 は,刻まれた目盛りが測定のたびに伸縮してしまう物差しによって測られた 長さ と変わらないことになってしまうだろう。このように問題が捉えられることによって,「計算貨幣」は「いかなる物体にも固着させることができない」(Steuart[32]p.219.,訳 10 頁),つまり 実在する目盛り としては提示できないとされることになるだろうと考えられる。

しかしながら、現実には諸商品の 価値 は ポンド を用いて測定されているのだから、 測定 の特性に鑑みて、その基準となる[1ポンド]には、たとえ現実に提示することはできないとしても、その「標準的な大きさ」が存在するはずだと考えざるをえないということにはなるだろう。ここから、「計算貨幣」は諸商品の 価値 を測定する「度量標準」ではあるが、単なる「度量標準」ではなくて「観念的(ないし理想的)度量標準」、つまり 観念的(ないし理想的)な目盛り(ideal scale) として提示されることになったのではないかと考えられる<sup>22)</sup>。

つまり、 測定するとは比率を示すこと 、そして正しく比率を示すためには、その「標準的な大きさ」を、人間が設ける「しきたり」によって決定する必要があるということ、こうした尺度観に一種厳格に従うことから推論されたのが、ステュアートによって提示された「計算貨幣」概念であったと考えられる。

<sup>22)</sup> その意味からすれば,ステュアートによって論じられた「計算貨幣」は,古谷 [22] において指摘されているように,観念的であると共に「本来的・理想的」な scale として捉えられる必要があると考えられる。

<sup>「</sup>従来ステュアートの ideal scale は「観念的尺度」とされてきたが,これは「観念的」と「本来的・理想的」の双方の含意があると理解した方がよいと思われる」(古谷 [22]33 頁,注 (11))。

#### 2.3 マルクスのステュアート評

以上のようにステュアートの計算貨幣論の発想が捉えられることになるだろうと考えるが,諸商品の 価値 を測定するという問題を引き受け,ステュアートとは異なった観点から考察を行なった論者として,ひとまずマルクスが位置付けられることになるだろう。『経済学批判』の当該箇所では,ステュアートの議論に対して次のような論評がまずなされている。

「もし種々の商品がそれぞれ一五シリング,二〇シリング,三六シリングというように価格表に記入されているならば,それらの価値の大きさの比較のためには,銀の実質もシリングという名称も,実際上私にはどうでもよいのである。一五,二〇,三六という数的比率がいまやすべてを語っており,一という数字が唯一の度量単位となっている。比率の純粋に抽象的な表現は,一般にただ抽象的な数的比率そのものであるにすぎない。だから首尾一貫するためには,ステュアートは,たんに金銀だけでなく,それらの法律上の洗礼名をも放棄すべきであった。」(Marx[34]S.63... 訳 100 頁)

ここではまず,仮に諸商品の価格が,「一五シリング,二〇シリング,三六シリング」というかたちで所与のものとして与えられているのだとすれば,15:20:36 という「抽象的な数的比率」がすでに判明しているのだから,この場合には「銀の実質もシリングという名称」も「どうでもよい」のだとされている。そしてこのときの「度量単位 (Maßeinheit)」として「一という数字」 $^{23}$ が挙げられた上で,ステュアートへの論評が行なわれている。すなわち,ステュアートが「首尾一貫するためには」,自らの「計算貨幣」概念から金銀だけではなく,「貨幣単位」をも放逐すべきだったのだと。

確かに、先に見たところによれば、ステュアートにおいて 測定 の意味は、比率を示すこととして捉えられており、その比率は、「抽象的な数的比率そのもの」によって示されることになるだろうと考えられる。ただその際の問題は、それぞれの属性を測定する際に用いられる「一という数字」が、それぞれどれだけの大きさをを有するのかという点に存したのであり、ステュアートにおいては、それは「しきたり」によって定められるということが論じられていたのであった。

たとえば 角度 を測定する場合,肝心なことは,「しきたり」によって円周の 1/360 が「一という数字」に対応させられるということであり,それを 1 度 と呼ぶか,それとも 1 グラム と呼ぶかは「どうでもよい」といえる。さらに推し進めて, 度 なり グラム といった単位の名称を用いずとも,「一という数字」に基準となる大きさが対応させられればことが足りるのだから,「単位」を放逐して「数的比率」のみで「測定」を行なうことはできるだろうとも考えられる。またステュアートにおいては,一般的な 測定 という観点から「計算貨幣」が考察されていたことに鑑みて,「首尾一貫するため」かどうかは別にして,「法律上の洗礼名をも放棄すべきであった」

<sup>23)</sup> ただ,「数字なるもの (the number)」ではなく,「一という数字」が挙げられていることによって,測定の際の「標準的な大きさ」, つまり「度量標準 (Maßstab)」のことが事実上論じられていると見ることもできなくはないと考えられる。

といえなくもない。このため,この部分の論評には一定の妥当性を認めることもできるだろうと考えられる。

マルクスの論評は次のように続く。

「彼は,価値の尺度の価格の度量標準への転化を理解していないので,当然に,度量単位として役だつ一定量の金は,尺度として他の金量に関係しているのではなく,価値そのものに関係していると信じる。」(Marx[34]S.63.. 訳 100 頁)

ステュアートにおいては,金の 価値 が変動してしまうということから, 1g の金の 価値 = 1 ポンド といった「度量標準」は設定しえず,観念的な目盛りとしての $\{1$  ポンド  $\}$  が提示されることになったと考えられた。しかしここではマルクスによって, 1g の金 = 1 ポンド という考え方が対置されているといえるだろう。そのためには,「価値の尺度の価格の度量標準への転化」を理解する必要があるのだとされている。『経済学批判』における議論と,後の『資本論』における議論との間には相違も認められるところであり,また,価値表現の機制については改めて省みる必要があるにしても,ひとまずマルクスにおいては,たとえば1kg の小麦の 価値 は1g の金によって測定されるというように,商品の 価値 は他の商品の 使用価値 によって測定されるという視点は保持されていたと考えられる240。そして,たとえば金が一般的等価物になる,つまり貨幣という形態規定を受け取ることによって,諸商品の 価値 は金の一定量で測定されることになる。ここでいわれている「価値の尺度」という意味は,このようにひとまず解すことができるだろう。

そこでさらに検討されるべきは,そうした「価値の尺度」が「価格の度量標準」に転化するということの意味になるが,この問題は基本的には,「いろいろな金量として,諸商品の価値は互いに比較され,計られるのであって,技術上,それらの度量単位としてのある固定された金量に関係させる必要が大きくなってくる」(Marx[37]S.112., 訳 (1)176-7 頁)という,技術上の問題として捉えられることになるだろう。たとえば 1g の金を 1 ポンドと呼び,その分割部分にそれぞれの名称を充てておくことが技術上必要になってくるということであり,「価値尺度の価格の度量標準への転化」という意味は,このように解すことができるだろうと考えられる。言い換えれば,マルクスにとって「価格の度量標準」は,基準の重さとなる金の一定重量に対する「単位」の命名に過ぎないのであり,その意味からすれば「価格の度量標準」は,論理的には説く必要がないものとして捉えられていると見ることができる。

つまりここでマルクスはステュアートに対して,「貨幣単位」とは何かという問題,諸商品の価格がなぜ「それぞれ一五シリング,二〇シリング,三六シリングというように」示されることになるのかを考えなければならないのではないか,と問うていると見ることができる。

<sup>24)</sup> たとえば『経済学批判』では次のように述べられている。

<sup>「</sup>一商品の交換価値は,その商品自身の使用価値には現われない。けれども一般的社会的労働時間の対象化として,一商品の使用価値は,他の諸商品の使用価値と関係づけられる。こうしてある一商品の交換価値は,他の諸商品の使用価値で自己をあらわす」(Marx[34]S.25., 訳 39 頁 )。

ここでは「一商品の交換価値」は,他の商品の「使用価値」で表わされるとされているが,後に『資本論』では, 一商品の「価値」は他の商品の「使用価値」で表現されるとされ,それがこの一商品の「交換価値」として整理され るに至る。

しかしながら、マルクスによって提示されている、商品の 価値 が他の商品の 使用価値 によって測定されるという考え方は、角度 が 重さ によって測定されるといった、それこそ「ばかげた」見解であると反論することもできなくはない。 角度 は基準となる〔角度〕に基づいて測定されるのであり、 重さ は基準となる〔重さ〕に基づいて測定される。そうであれば、 価値も基準となる〔価値〕に基づいて測定されるということになるだろう。

上記引用文の後には以下の文言が続けられているが,そこでのステュアートに対する論評の妥当性はひとまず措く必要があると思われる。しかしマルクス自身においても,価値 を測定するのは[価値]であること,そしてその価値に対する考察を,自らは行なっていることに対する自負を,以下の言説から汲み取ることができるだろうと考えられる。

「諸商品はそれらの交換価値の価格への転化によって,同名の大きさとして現われることから,彼は,それらの商品を同名のものにする尺度の質を否定する。」( $\mathrm{Marx}[34]\mathrm{S.63.}$ , 訳 100 頁)

ここでは要するに,「いろいろなものの大きさはそれらが同じ単位に還元されてからはじめて量的に比較されうるようになるということ」( $\max[37]S.64$ .,訳(1)),この問題が,ステュアートにおいては見落とされているという点を指摘することが,マルクスの念頭に置かれているのだろうと考えられる。この部分の解釈は微妙ではあるが,マルクスにおいては,諸商品の「交換価値の価格への転化」,20 エレのリンネル = 1 ポンド(= たとえば 1g の金) という価格の根底には,たとえば 20 エレのリンネル = 1 着の上着 という交換価値の関係が想定される。その一方で,ステュアートの議論においては,諸商品が「同名」の ポンド を用いて比較されるのはなぜなのか,という問題に対する考察が抜け落ちているとマルクスによって捉えられたことから,「彼は,……尺度の質を否定する」と論評されることになったのではないかと推察できる。

しかしながら,ステュアートの議論においても,そもそも諸商品の側に測定される 価値 が存在しなければ,「計算貨幣」を用いてその 価値 を測定することはできないと考えることもできるのだから,ステュアートが「尺度の質を否定」していたという断定は,必ずしもできるものではない。このため,上記引用文を上のように解釈する場合,この部分の論評には首肯し難い部分が残される。

とはいえマルクスにしてみれば,このようにステュアートを論評しておくことによって,自らの理論には諸商品を「同名のものにする尺度の質」に関する議論が存する,という点を強調せんがための文言と見ることもできなくはない。ステュアートに対する論評が『経済学批判』においてなされているのだから,『経済学批判』に即してこの点を見てみると,マルクスにおいて諸商品を「同名のものにする尺度の質」とは,「一般的人間的労働」(たとえば Marx[34]S.24.,訳 37 頁),「一般的社会的労働」(たとえば Marx[34]S.17.,訳 27 頁)といった用語で表現される「労働」ということになるだろう。この点については,たとえば次のように述べられている。

「一般的人間的労働というこの抽象は,あるあたえられた社会のそれぞれの平均的個人が なしうる平均労働,人間の筋肉,神経,脳等々のある一定の生産的支出のうちに実在してい

ここでは,後の『資本論』において,「抽象的人間労働」という用語のもとで論じられている事柄とほぼ重なる事柄が述べられているといえるだろう。もっとも,「経済学の理解にとって決定的な跳躍点」(Marx[37]S.56.,訳 (1)83 頁)とマルクス自身によって考えられた「労働の二重性」の把握,具体的には価値の実体として規定される「抽象的人間労働」がいかなる概念なのかという点をめぐっては,膨大な研究が蓄積されているのであって $^{25}$ ),マルクスの真意を度外視してマルクスの叙述の表層をなぞるのは,皮相なマルクス理解に繋がるという見解も提示されている $^{26}$ )。

このため,「一般的人間的労働」,「一般的社会的労働」,また「抽象的人間労働」といった用語に関する言説を,交換関係を度外視して解釈することには一定の注意が必要にはなる<sup>27)</sup>。しかしス

 $<sup>^{25)}</sup>$  「抽象的人間労働」をめぐる諸研究を二分する軸として,有江大介によって以下のかたちで論点整理が行なわれている。

<sup>「</sup>論争点は,「価値実体」としての「抽象的人間的労働」の抽象性を,かの"生理学的規定"という人間労働の無差別なエネルギー支出に見るのか,"社会的実体"としての規定における「価値」の社会的関係規定性に見るのか,という論点に帰着させることができる」(有江[3]35頁)。さらにこの部分に付された注記には次のように記されている。

<sup>「</sup>この論点と錯綜しながら「抽象的人間的労働」が歴史的範疇が否かという論争点があるが,より基礎的な問題は本文に記された論点である」(有江 [3]43 頁,注 29)。

つまり,マルクスのいう「抽象的人間労働」には,「生理学的意味での人間の労働力の支出」(Marx[37]S.61,訳 (1)91 頁)という「"生理学的規定"」としての相と,「彼らの異種の諸生産物を互いに交換において価値として等置することによって,彼らのいろいろに違った労働を互いに人間労働として等置する」(Marx[37]S.88,訳 (1)138 頁)という,「"社会的実体"としての規定における「価値」の社会的関係規定性」としての相という二つの規定が見出されるということであり,こうした二つの規定がなぜ提示されることになったのかという点をめぐって,研究が積み重ねられているとひとまず見ることができる。

なお,向井公敏においては,マルクスに見出されるこのような二つの「抽象的人間労働」の規定が,マルクス価値 論の中に並存する二つの「パラダイム」によってもたらされているのだとして,次のように論じられている。

<sup>「</sup>これまでの見解を大別すれば,一方で抽象的人間労働は商品交換に先行する直接的生産過程での人間労働力の生理学的支出(いわゆる体化労働)にほかならず,まさにそれゆえにあらゆる社会に共通する歴史貫通的カテゴリーであると主張する超歴史説もしくは体化労働説と,他方これを商品交換においてはじめて成立する概念(関係概念)として捉え返し,その意味で商品生産に固有の歴史的カテゴリーとする歴史説もしくは社会関係説とに分かれるといえるが,この問題をめぐる最近の内外の論争整理のなかでもあきらかにされているように,今日では,このような抽象的人間労働の解釈上の相違の背後には,いうなれば価値概念の実体主義的把握と関係主義的把握との対立が,さらにいえばマルクス価値論に固有の問題をめぐる体化労働パラダイムと社会関係パラダイムとの対立が存在しているといってよい」(向井 [28]50-1 頁)。

このように問題が捉えられることによって,マルクス価値論の精髄は,「リカード価値論の問題構制を単に継承しているにすぎない」(向井 [29]95 頁)とされる「体化労働パラダイム」ではなく,「社会関係パラダイム」にこそ見出されなければならないという観点から考察が進められている。

 $<sup>^{26)}</sup>$  たとえば正木 [23,24] , 向井 [28,29,30,31] , 片岡 [8,9,10] といった一連の論考において , この点に関する考察が , 内外の研究成果を踏まえつつ行なわれている。

なお ,「抽象的人間労働」に関する研究は膨大な蓄積がなされているため , それらの逐一の列挙はここではできることではないが , 明石 [1] , 正木 [25] から研究史の概要は参照できる。

<sup>27)</sup> 注 25) で触れたように、こうした見解は、マルクスの言説のうちに認められる「社会関係説」として今日まとめられることになるが、一見するとマルクスの議論は「体化労働説」が基調となって展開され、「社会関係説」としての側面はその中で浮島のごとく散見されるともいえるのであって、それは適宜摘出される必要があることになる。たとえばマルクスは次のように論じている。

テュアートの議論への対置という視点から見てみると,マルクスの議論の含意は明確だろうと考えられる。

つまり 価値 が 使用価値 によって測定されるというとき、それは 角度 が 長さ によって測定されるといったことが意味されているわけではなく、 価値 は〔価値〕であるところの「一般的人間的労働」によって測定される。なぜなら、「交換価値を生みだす労働」(たとえば Marx[34]S.19., 訳 30 頁)であるところの「一般的人間的労働」は、「特殊な、目的を規定された形態での人間の労働力の支出」(Marx[37]S.61., 訳 91 頁)であるところの「具体的有用労働」(Marx[37]S.61., 訳 91 頁)と不離の関係にあり、 使用価値 が、「一般的人間的労働」と不離の関係にある「具体的有用労働」によって生み出されると捉えられているのだから、 価値 が 使用価値 によって測定されると論じられるとき、そこには 使用価値 を生み出す「具体的有用労働」の裏面に、「一般的人間的労働」が貼り付けられているということになるだろうからである。

要するに,諸商品に「一般的人間的労働」が対象化されているから,それと不離の関係にある「具体的有用労働」から生み出される 使用価値 によって,諸商品の 価値 が測定されうる。 言い換えれば,マルクスにとっては「労働時間が価値の内在的尺度」(Marx[34]S.67.,訳 106 頁)であり,一般的等価物(たとえば金)であるところの 使用価値 は,価値 の「外在的尺度」

<sup>「</sup>人間が彼らの労働生産物を互いに価値として関係させるのは,これらの物が彼らにとっては一様な人間労働の単に物的な外皮として認められるからではない。逆である。彼らは,彼らの異種の諸生産物を互いに交換において価値として等置することによって,彼らのいろいろに違った労働を互いに人間労働として等置するのである彼らはそれを知ってはいないが,しかしそれを行なうのである」(Marx[37]S.88.,訳(1)138 頁)

ここでは、様々な労働生産物は、「交換において価値として等置」されることによって、「人間労働として等置」されることがいわれている。各労働生産物が「一様な人間労働」であることを人間は「知ってはいないが」、それらを交換関係に置くことによって、結果としてそれら労働生産物を「人間労働として等置する」のだとされている。言い換えれば、価値の実体を交換関係から独立に把握することはできないが、ひとたび労働生産物が交換関係に置かれるならば、それは「人間労働」であることが分かるということがここでは述べられていると見ることができるだろう。また、向井 [29] で取り上げられているフランス語版『資本論』からは、以下の言説を引き出すこともできる。

<sup>「</sup>相互に全くちがっている労働の同等性は,それらの労働の現実の非同等性を無視する場合,すなわち,それらを人間労働力の支出としての,人間労働一般としての共通な性格に還元するばあいに,はじめて成立しうるのであって,ただ交換だけが,この上なく多様な労働生産物を同等の立場で相互に対面させることによって,こうした還元を行なうのである」(Marx[35] 訳 49 頁)。

ここでも、「人間労働一般としての共通な性格」への還元は、「ただ交換だけが」行なうことができるのだとされている。諸労働生産物を交換関係に置かなければ、「人間労働一般」への還元が行なわれないとするならば、交換関係から独立して、物的技術的に規定しうる「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を捉えることはできるものではない、とここから考えることはできなくはないだろう。

つまり「社会関係説」において,価値実体たる「抽象的人間労働」は,諸労働生産物が交換関係に置かれ,それらが商品形態を受け取る社会関係の中でのみ出現する「社会的実体」なのであって,交換関係から引き離された諸労働生産物にも見出せるような概念ではない,と考えられることになる。

ただし,マルクスの議論の内にこうした二つの価値実体論が見出されるとしても,両者の並存が不可能であるとは,マルクスにおいては必ずしも考えられなかったのではないかとも思われる。

<sup>『</sup>資本論』での叙述の順序という問題は残されるだろうが、「社会関係説」に基づき、諸労働生産物の交換関係から価値の実体をなす「抽象的人間労働」が把握されるとしても、ではそれは結局何なのかと問われれば、マルクス価値論を構成する要素に鑑みて、「体化労働説」に基づく人間労働力の「生理学的支出」と応じうるであろうからである。

しかし,このように「社会関係説」に基づいて把握される「抽象的人間労働」の内実を,一見説明するかに見える「体化労働説」こそが,マルクスが知らず知らずのうちに陥っていた普遍主義にほかならず,今日それは払拭されなければならないという点が,注 26)で挙げた正木 [23, 24],向井 [28, 29, 30, 31],片岡 [8, 9, 10] などで論じられている。

(Marx[34]S.67., 訳 106 頁) として捉えられていたということになるだろう。

また上記引用文では,「一般的人間的労働」は「国が違い文化段階が違うにしたがって異なるとはいえ,ある既存の社会ではあたえられたものとして現われる」と論じられることによって,ステュアートが考える「しきたり」とは異なるとしても,それぞれの社会に属する人間が服さざるをえない一種の「しきたり」として捉えられていると見ることができる。つまりステュアートとマルクスの議論は,それぞれの価値概念には相違があったにしても,それほどかけ離れたことが論じられていたわけではないとも考えられる。

とすると,残される問題は, 価値 の「外在的尺度」である一般的等価物(たとえば金)が「価値尺度であるのは,金の価値が可変的であるからである」(Marx[34]S.55.,訳 85 頁)と論じられたことの意味になるだろう。仮に金の 価値 が不変であるとしたら,金が諸商品の 価値 を測定する物差しになるという点に異論が挟まれることはないと考えられるが,マルクスにおいては,金の 価値 が可変的であるから,諸商品の 価値 が金で測定されるのだとされる。

しかし、マルクスにおいて 価値 を測定する際の基準となる〔価値〕は、それぞれの社会で確定される「度量標準」であるところの「一般的人間的労働」ないし「抽象的人間労働」として提示されているのだから、そうした 目盛り が刻まれる物差しの役割を担う(金)の 価値 が可変的であるのか、それとも不変的であるのかという問題は、いわば「どうでもよい」。喩えるなら、金の 価値 が変動するということは、長さ を測定する物差しに刻まれた一目盛り分の 長さ は不変のままに、その物差し自身の 長さ が変動する事態と同じであると考えることができる。そしてこの場合にも、基準となる〔長さ〕(「度量標準」)が変化したわけではないのだから、 長さの測定に不都合が生じるということにはならない。

# 3 現代の不換銀行券と貨幣

#### 3.1 現代の「円」と現代の不換銀行券

この後にも,マルクスによるステュアート評は続けられている。しかしその基本的な筋は, 価値 を測定する際の「度量標準」として「一般的人間的労働」ないし「抽象的人間労働」が採用された,マルクスの価値概念に鑑みて行なわれた論評と見ることができる。そのため,必ずしもステュアートの議論に即した論評にはなっていない部分もあると考えられる<sup>28)</sup>。とはいえ,ステュアートにおいてもまたマルクスにおいても,「価値」を測定するのは,それぞれの価値概念に相違があ

 $<sup>^{28)}</sup>$  たとえば ,「度量単位として役立つ金量の大きさが慣習上のものであることから ,彼は ,この大きさが一般に確定されなければならないということを否定する 」 (  $\max[34]S.63$ .,訳 100 頁 ) という論評がなされている。

しかしながらステュアートにおいて, 価値 を測定する「度量標準」として金銀を採用することの難点が指摘されていたことを想起してみると, そもそも貨幣単位と金とを関係付けること自体が, ステュアートにおいては理論的には断念せざるをえないものとして捉えられていたと考えられる。

マルクスのステュアート評に対しては,両者が構築した理論体系の相違を踏まえることの必要性が,たとえば竹本洋によって指摘されている(竹本 [14]209-10 頁を参照)。また,ステュアートの議論に即してステュアートの計算貨幣論の検討がなされた場合,それはステュアート貨幣論の中核の概念として位置づけられることになるであろうという点が,古谷豊によって指摘されている(古谷 [21,22] を参照)。

るとしても、やはりそれは〔価値〕であると捉えられていたことを想起してみると、マルクスにおいて考えられていたことが、ステュアートの議論からかけ離れたものであるとは思われない。

ただステュアートにおいては、一定量の金の 価値 が、諸商品の 価値 を測定する際の基準となる〔価値〕、言い換えれば、物差しに刻まれる一目盛り分に対応させられ、金の 価値 が変動するということが、この一目盛り分の変動として捉えられていたのだろうと考えられる。一方、マルクスにおいては、金の 価値 の変動は、諸商品の価値を測定する際の基準となる、一目盛り分の〔価値〕の変動として考えられるのではなく、あくまでも物差し自身のいわば長さの変化として捉えられていたのだろうと考えられ、この点に、両者の相違をまず見出すことができる。

もう一つの相違点として,ステュアートにおいては,諸商品の 価値 を測定する基準の〔価値〕を, 実在する目盛り として提示することは理論的にはできないとされていたのに対して,マルクスにおいては,提示しうるものとして捉えられている点を挙げることができるだろう。すなわち,マルクスにおいて 価値 とされる「労働の量的定在は労働時間である」(Marx[34]S.17., 訳 27 頁)のだから,たとえば 1 時間の労働に相当する金量がどれほどなのかは,論理的には提示しうるだろうと考えられる。

また,諸商品の 価値 が他の商品の 使用価値 によって表現されるという関係を基礎に,「貨幣は反省や申し合わせの産物ではなく,交換過程のなかで本能的に形成される」(Marx[34]S.35.,訳 55 頁)ものとして商品貨幣の導出がなされていることに鑑みると,マルクスにおいて労働価値説と商品貨幣説は,一組のものとして束ねられることにもなるだろう。さらに,金銀は貨幣に適しており,「金銀は生まれながらに貨幣ではないが,貨幣は生まれながらに金銀である」(Marx[34]S.131.,訳 203-4 頁)という貨幣観に端的に示されるように,マルクスにおいて貨幣とは,金銀という 実在する目盛り から離れて論じうるものとしては捉えられていないと見ることもできる。このことは,不換銀行券に対する見方にも一貫させられていると考えられる。

「もしも紙券がその名称を金や銀から受け取るとすれば,銀行券の兌換性,すなわちそれが金や銀と交換されうるということは,法律上の規定がどう言っていようが,依然として経済法則である。」 (Marx[34]S.65-6., 訳 104 頁)

ここではひとまず,不換銀行券に示されている「単位」の名称がたとえば ポンド であり,その ポンド が,たとえば 1g の金 = 1 ポンド という関係を意味しているのであれば,それが実際に兌換されようと兌換されまいと,それらは等しく「経済法則」に従うのだとされている。この引用文の直後に,「法律上は不換紙幣」(Marx[34]S.66.,訳 104 頁)である「プロイセンの紙幣ターレル」(Marx[34]S.66.,訳 104 頁)への言及がなされ,その一定名称が,同量の「銀ターレル」(Marx[34]S.66.,訳 104 頁)よりも少ない量の銀ターレルしか代表しなくなる場合には,「紙幣ターレル」は「ただちに減価するであろう」(Marx[34]S.66.,訳 104 頁)ことが論じられていることから推して,「生まれながらに金銀である」ところの貨幣から離脱する商品流通はありえないということが,ここでいわれている「経済法則」の意味になるだろう。つまりマルクスにおいては,貨幣現象の根底に,常に金銀が見据えられていたと考えられる。

一方のステュアートにおいては、貨幣と金銀との関係はどのように考えられていただろうか。先

に見たところによれば、「鋳貨としての貨幣」ではなく、貨幣 (「計算貨幣」) は、「何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる」ものとして捉えられていた。 しかしそれと同時に、ステュアートにおいても次のように論じられている。

「鋳貨がさまざまな不都合を被りやすいからといって,鋳貨を全く排除し,すべてを観念的な度量標準に変えるように提案することは,自分より身長が高い人々の一部を切りおとしたり,あるいは自分より身長が低いと思われる人の手足を無理やり引き延ばしたりして,あらゆる人の身長を自分の寝台の長さに合わせるようにした,暴虐者の振舞いに似ている。」(Steuart[32]p.229., 訳 19 頁)

詩的な印象を与える上記引用文は,『経済の原理』第 3 編第 1 部第 4 章「素材的貨幣が被らざるをえない種々の不都合を軽減するために,提案しうる処方策」の冒頭部分に記されている。鋳貨には,価値を測定する「度量標準」としての適性を欠く面があり,理論的には価値を測定する「度量標準」として,「観念的(ないし理想的)度量標準」である「計算貨幣」を想定せざるをえないとしても,それをそのまま現実の経済に適用せんとする提案を行なうならば,それは「暴虐者の振る舞いに似ている」のだとされている。ここからステュアートにおいては,「鋳貨を全く排除」する方策ではなく,鋳貨を温存しつつ,「鋳貨を観念的な計算貨幣という不変の尺度にできるだけ近づける」(Steuart[32]p.228.,訳 19 頁)ための提案が行なわれている。ただ本節では,ステュアートによって実際に提案された方策を検討するのではなく29 ,「計算貨幣」論を明確に提示したステュアートをして,それそのものを現実化させようとする試みを「暴虐者の振る舞いに似ている」といわしめた「計算貨幣」の現実性という問題を考えてみたい。ステュアートにおいては,たとえば次のように述べられている。

「素材的貨幣をより完全なものにするためには、金属すなわち商品としてのこうした性質 (価値が変動するという性質 引用者)がそれから払拭されるべきであり、また紙幣をより完全なものとするためには、それを金属あるいは土地という担保の基礎のうえで流通させなければならない。」(Steuart[32]pp.226-7., 訳 17 頁)

「紙幣」に関する言及をひとまず措けば $^{30}$ )、ここでは「素材的貨幣  $(material\ money)$ 」、つまり 金属 (金銀) を素材とする貨幣を完全なものにするためには、価値が変動するという商品の特性を、金銀から剥奪する必要性が指摘されている $^{31}$ 。 つまりここでは、「素材的貨幣をより完全なものに

 $<sup>^{29)}</sup>$  この点についての「計算貨幣」論との関連が検討されたものとして,ひとまず竹本 [14] 第 3 章を挙げることができ,竹本説への対案として,古谷 [21]4-10 頁を挙げることができる。

<sup>「</sup>信用の学説に属する」(Steuart[32]p.227., 訳 17 頁)とされる「紙幣をより完全なものとするためには」,金銀か土地を担保にしなければならないとされている。このことは,「信用は自らを支えるのに想像上の対象物(imaginary object)ではなく,実体的な対象物(real object)を持たねばならない」(Steuart[33]p.119., 訳 219 頁)とされていることからすれば,いわば当然の帰結と見ることができるだろう。

<sup>31</sup>) 金銀から商品性を剥奪するのであるから,金銀価格について論じることは矛盾していることにはなるが,この課題は論理的には,金銀の取引を公定価格(管理価格)のみで行なうことによって果たされるだろうと考えられる。この場合, 価値 を測定する際の基準の〔価値〕になる〔1 ポンド〕を実際に提示せよと指示されたとしても,安んじて,たとえば  $1{
m g}$  の金 ないし  $15{
m g}$  の銀 として提示できることになるだろう。

するために」、「素材的貨幣」から「素材」を剥奪する方策が志向されるのではなく,その「素材」 が被る価値変動が剥奪されるべきだとする方向性が示されているといえるだろう。

言い換えれば,ステュアートにおいては「計算貨幣は,いかなる物体にも固着させることができない」とされていたが,それと同時にステュアートにおいては,「計算貨幣」が「金および銀にいわば実現される」ということ,そのことによって一般的等価物としての金銀が実在するということ,「計算貨幣」と「鋳貨」とが同一の概念ではありえないとしても,「計算貨幣」が「鋳貨」から分離して,「計算貨幣」そのものによって諸商品の価値が測定されるという状況は,「暴虐者の振る舞いに似ている」ものとして捉えられていたであろうことが推察できる。

しかしながら,たとえば日本においては,1988年の「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法 律」の施行によって,それまでの「純金の量目 2 分(750mg)をもって価格の単位となしこれを円 と称す」という規定が、「通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は1円の整数倍とする」 と改められたことによって、「貨幣単位」である「円」は、「実体的な対象物」である金から遊離す ることになったと考えられる。もちろん,ここから直ちに現代の「円」が,ステュアートによって 論じられた「計算貨幣」そのものの現実化と見ることはできないところではある。なぜなら「円」 は、その流通圏内においては、諸商品の 価値 を測定する「観念的度量標準」そのものと見るこ ともできるかもしれない。しかし,たとえば物価の変動を分析する際に「円」を,ステュアートに よって論じられた「計算貨幣」そのものと同一視するならば、そうした変動の原因が専一的に諸商 品の側に求められるということになり、一面的な理解へと繋がることになってしまうだろうと考え られる。また,たとえば「円」が他国貨幣(「ドル」や「ユーロ」など)との交換比率を日々変動さ せていることを想起してみても,その変動が「円」の変動に起因するのではなく,他国貨幣が不変 の基準である「円」に対して変動しているに過ぎないと見ることも考えづらい。このため,ステュ アートによって論じられた全き意味での計算貨幣が,「実体的な対象物」から切り離された現代の 「円」において現実化されていると見ようとすれば,それを妥当なものとする周到な考察が必要に なるだろうと考えられる。

しかし、貨幣単位である「円」が金から切り離されたということは、先のマルクスの引用文に引き付けて考えてみると、銀行券は兌換を停止されているだけではなく、「その名称を金や銀から受け取る」ことをも止めてしまったと考えられることにはなるだろう。つまり現代の不換銀行券は、単に兌換が停止されているというだけではなく、仮に兌換の再開を考えてみるとしても、その際には、銀行券と引き換えられることになるはずの一般的等価物を見出すことができない。その意味で、現代の「円」と現代の不換銀行券は、貨幣現象の根底に常に金銀が見据えられていたであろうマルクスの貨幣観とは相容れないと考えられる。

#### 3.2 価値表現の機制

このように考えられるとすると、マルクスによって提示された商品貨幣説は、資本主義社会のある段階までは妥当性を有し、貨幣単位が「実体的な対象物」から遊離する段階の資本主義においてその妥当性を喪失する、限定的な議論として捉えられることになるだろう。しかしながら、貨幣単

位が金に結び付けられているのか,それとも「実体的な対象物」に何ら結び付けられていないのかにかかわりなく,「諸商品は,それらの使用価値の雑多な現物形態とは著しい対照をなしている一つの共通な価値形態 貨幣形態をもっているということだけは,だれでも,ほかのことはなにも知っていなくても,よく知っていることである」( $\max[37]S.62$ ., 訳 (1)93 頁)ということもまた疑いえない。

マルクスにおいては、諸商品に価格が付けられているという誰でも「よく知っていること」が、商品の価値表現という観点から分析され、一般的等価物としての商品貨幣が導き出されるという議論の組み立てになっていた。しかし、「円」は一定量の金を意味する というわけではなく、つまり、貨幣単位が一般的等価物と結び付けられているというわけではなく、いわば 「円」は「円」を意味する という貨幣制度の下においても、諸商品には以前と変わらず価格が付されている。この現象はどのように解されることになるだろうか。

まずありうべき一つの考え方として,諸商品に価格が付されているという問題を,価値表現という観点に基づいて考察することが,そもそも誤っていたのかもしれないと着想してみることはできるかもしれない。しかし,そうした方向に目を転じる前に,マルクスにおいては価値を表現することと,「貨幣は生まれながらに金銀」であることとが密接に関係付けられていたかもしれないにしても,そもそも価値を表現するという機制の中に,「実体的な対象物」から切り離された価格付けを可能ならしめる論理を見出すことはできないだろうか,と考えてみることはできるだろう。たとえば『資本論』では以下のように論じられている。

「商品の価値対象性は、どうにもつかまえようのわからないしろものだということによって、マダム・クィックリとは違っている。商品体の感覚的に粗雑な対象性とは正反対に、商品の価値対象性には一分子も自然素材ははいっていない。それゆえ、ある一つの商品をどんなにいじりまわしてみても、価値物としては相変わらずつかまえようがないのである。とはいえ、諸商品は、ただそれらが人間労働という同じ社会的な単位の諸表現であるかぎりでのみ価値対象性をもっているのだということ、したがって商品の価値対象性は純粋に社会的であるということを思い出すならば、価値対象性は商品と商品との社会的な関係のうちにしか現われえないということもまたおのずから明らかである。」(Marx[37]S.62.、訳 (1)93 頁)

ここでは「商品の価値対象性」と「商品体の感覚的に粗雑な対象性」とが対になされており、前者を商品の価値に、そして後者を商品の使用価値にそれぞれ対応させることができるだろう。後者(使用価値)が、一商品それ自体として単独で把握可能であるのに対して、前者(価値)は、一商品それ自体として単独で把握することはできないということがまず述べられている。しかしそうはいうものの、と言葉が続けられ、『資本論』第 1 章第 1 節・第 2 節の議論の想起が促された上で、商品に価値が具わっていることの客観性・具体性(Gegenständlichkeit)は、「商品と商品との社会的な関係のうちにしか現われえない」とされている。つまりマルクスにおいては、たとえば 20 エレのリンネル = 1 着の上着 という関係が、商品には価値なるものが具わっているのだということを確認する唯一の術として捉えられていると見ることができるだろう。

もちろん現実の商品流通においては,マルクスの表記に従うならば, 20 エレのリンネル = 1 着

の上着 というかたちでではなく, 20 エレのリンネル = 幾許かの貨幣 というかたちで,リンネルの「価値対象性」は顕現することになる。問題は,後者のように 幾許かの貨幣 と表記されることになる 貨幣 が,「実体的な対象物」に必ずしも限定されるわけではないという論理を見出しうるか否かに存する。

「商品価値の金による表現は観念的なものだから,この機能のためにも,ただ想像されただけの,すなわち観念的な,金を用いることができる。商品の番人が誰でも知っているように,彼が自分の商品の価値に価格という形態または想像された金形態を与えても,まだまだ彼はその商品を金に化したわけではないし,また,彼は,何百万の商品価値を金で評価するためにも,現実の金は一片も必要としないのである。それゆえ,その価値尺機能においては,貨幣は,ただ想像されただけの,すなわち観念的な,貨幣として役立つのである。この事情は,まったくばかげた理論が現われるきっかけになった。価値尺度機能のためには,ただ想像されただけの貨幣が役立つとはいえ,価格はまったく実在の貨幣材料によって定まるのである。」(Marx[37]S.111.,訳 (1)173-4 頁)

価格表示をもって価値尺度とするかどうかという点については検討の余地が残されるものの,ここには,貨幣の観念性という問題に対するマルクスの見解が特徴的に示されているといえるだろう。諸商品に価格が付されるときには,貨幣は個々人の頭の中で想像されるだけでよいとされている。しかし,だから貨幣は「実体的な対象物」である必要はない,とは考えられてはいない。そうした想像がそもそも可能であるのは,「実在の貨幣材料」が存在するからなのだとされている。マルクスにおいては,貨幣の観念性を論じうる前提としての貨幣の実在性が,言い換えれば商品貨幣の存在が,不動のものとして据え付けられていると考えられる。その理由は,マルクスの価値表現の捉え方に求めることができるだろう。たとえば初版『資本論』本文には以下の言説が見られる。

「一商品の価値の大きさは,ただ他の一商品の使用価値においてのみ,相対的な価値としてのみ,表現されることができるのである。」( $\max[36]S.33.$ ,訳 54 頁)

前にも確認した事柄であるが,ここでは,商品の「価値の大きさ」は他の商品の使用価値によってのみ表現可能だとされている。仮にこの関係に「すべての価値形態の秘密」(Marx[37]S.63., 訳(1)94頁)が求められるとすれば,ここから「実体的な対象物」以外の 貨幣 を見出すことは困難になるだろう。というよりも, 20 エレのリンネル = 1 着の上着 という価値表現式に,「両方の商品量に等量の労働または等しい労働時間が費やされて」(Marx[37]S.67., 訳(1)103頁)いることが前提され,そのことが右辺の商品の使用価値によって表わされると捉えられる限り,この前提を崩すことなく商品貨幣以外の 貨幣 を導き出すことはおよそ不可能だろうと考えられる。しかしながら,価値表現の機制に関するマルクスの考察のうちには,この前提と矛盾するものとして論じられているわけではないにしても,以下に見られる興味深い観点も提示されている。

「たとえば,四〇エレのリンネルは「値する」 なにに? 二着の上着に。商品種類上着がここでは等価物の役割を演じ,使用価値上着がリンネルに対して価値体として認められ

ているので , 一定量の上着はまた一定量の価値量リンネルを表現するに足りるのである。」 ( $\max[37]S.70$ ., 訳 (1)107-8 頁 )

上に見られる引用文も基本的には,ある商品の価値は「等しい労働時間が費やされている」他の商品の使用価値によって表現されるという筋に沿ったかたちで論じられている。「価値体(Wertkörper)」というかたちで「からだ,身体 (Körper)」が,つまり商品体が価値を映し出す「価値鏡 (Wertspiegel)」(Marx[37]S.67., 訳 (1)102 頁)として押さえられていると考えられるため,この部分から「実体的な対象物」として存在する商品貨幣以外の 貨幣 を導き出すことは依然としてできそうにない $^{32}$ )。しかし,上着が「価値体」として「認められている,通用する,有効である(gelten)」がゆえに,上着によってリンネルの価値が表現されるという点には注目してみたい。このとき,マルクスにおいては「等しい労働時間が費やされている」ことが前提されるにしても,ひとまずこのこと(労働価値説)を伏せて考えてみると,上着に対してなされる「価値体」としてのいわば 承認 は,上着が,相対的価値形態に位置する「リンネルに等置されることによって」 $^{33}$  (Marx[37]S.65., 訳 (1)98 頁)行なわれると考えられることになるだろう $^{34}$ )。そして,価値表現における「能動的」な役割は相対的価値形態の側に求められるのであったから,こうした 承

ただし、相対的価値形態に位置するリンネルが、上着を「価値体」として 承認 すると捉えられるとしても、事物としてあるリンネルが、それ自身で「能動的」にこうした 承認 を行なうことはない。そもそもリンネルなり上着がそれ自身で関係を形成することはありえず、そこには常に、上着を求めるリンネル所有者の存在が前提される必要があると考えられる。要するに、「商品は、自分で市場に行くことはできないし、自分で自分たちを交換し合うこともできない。だから、われわれは商品の番人、諸商品所持者を捜さなければならない」(Marx[37]S.99.、訳(1)155頁)。

認 を行なうのは,相対的価値形態に位置するリンネルということになる。

 $<sup>^{32)}</sup>$  なお , 等価形態に置かれた商品に与えられる範疇として妥当なのは「価値物 (Wertding)」なのか , それとも「価値体」なのかという点をめぐる問題については , ひとまず広田 [18]170-81 頁を参照。

<sup>33)</sup> 相対的価値形態に位置するリンネルは , 自分を上着に等置する のか , それとも 自分に上着を等置する のかという点をめぐっては , まず『資本論』の翻訳上の問題「.....setzt sie sich den Rock gleich(sich den Rock gleichsetzen).....」( Marx[36]S.29.) として提示された。

<sup>「</sup>この場合, den Rock が四格であるのは明らかですから, sich が三格であることも同様に明らかです。だから, 「自らに上着を等置する」と訳すほかない」(久留間 [13] というかたちで, 翻訳上の問題は解決されることになる。

ただし理論的な問題としては,価値を表現するためには 自分に上着を等置する 必要があるとする見解(久留間 鮫造に代表される)と,どちらでもよいとする見解(宇野弘蔵に代表される)とが提示された。「対象化された人間 労働としての商品の等置の関係」(久留間 [12]66-7 頁)における「回り道」が,価値形態論において扱われるという 久留間の見解についてはひとまず久留間 [13]107-20 頁を,一商品の価値が他商品の使用価値によって表現されるということが「回り道」の意味であり,その観点からすれば上記の問題は「たいしたことじゃない」(宇野 [4]714 頁)という宇野の見解については,ひとまず宇野 [4]713-6 頁を参照。

 $<sup>^{34)}</sup>$  「たとえば上着が価値物としてリンネルに等置されることによって,上着に含まれている労働は,リンネルに含まれている労働に等置される」(  $\max[37]S.65$ .,  $\Re(1)$ 98 頁 )。

#### 3.3 一般的等価形態と現代の不換銀行券

そこで、20 エレのリンネル = 1 着の上着 というリンネルに仮託された関係をリンネル所有者の交換要求に引き戻し、リンネルと引き換えに上着を獲得したいというリンネル所有者の意思をリンネル 上着 といった表記で象徴させてみると、マルクスによって提示された 20 エレのリンネル = 1 着の上着 という価値表現の等式は、20 エレのリンネル 1 着の上着 という,リンネル所有者の交換要求を示すものとして理解できることになるだろう。このとき、リンネル所有者が自分で着るために上着を欲しているのか、他人に贈与するために欲しているのか、それとも前章で見た交換の媒介物として欲しているのかといった点は、この表記からは明らかにはならない。ここでいいうることは、リンネル所有者がリンネルと引き換えにともかく上着を欲しているということだけだろう。

「商品に内属性としてあらかじめ埋め込まれた価値をではなく,商品所有者の自らの商品に懸かる意思に焦点を合わせて問題を捉えるならば,交換要求は,商品に内属する価値の表現ではなく,文字通りに商品所有者の交換要求そのものである。」(岡部 [7]18 頁)

前章で考察した岡部 [7] からの引用になるが,ここでは,商品に価値が内属するということをあらかじめ前提せずに,商品所有者の交換要求として 20 エレのリンネル 1 着の上着 を捉えるならば,これを「商品所有者の交換要求そのもの」として理解することはできるとしても,ここから直ちに「商品に内属する価値の表現」として捉えることはできないことが論じられている。確かに,商品に価値が内属しているか / 内属していないかという問題は,上着を欲しているリンネル所有者にとってはどうでもよい。仮に商品に価値が内属しているとしても,リンネル所有者は上着を欲するだろうし,反対に商品に価値が内属していないとしても,リンネル所有者は上着を欲するだろう。このため,他人の商品を欲することと価値表現の問題とは,必ずしも一個同一の事柄を意味するわけではないとひとまず考えることができる。

とはいえ,20 エレのリンネル 1 着の上着 というリンネル所有者の交換要求が,ただ単に 1 着の上着を欲しているというかたちで表明されているのではなく, リンネルと引き換えに ,という条件が付けられた上で提示されている点には注目したい。このとき,1 着の上着に対して 20 エレのリンネルが対置されている。それはリンネル所有者が,茶でもなく鉄でもなく上着を欲しているからに他ならず,自らが有するリンネルそのものによっては,自己の欲求を充足しえないからに他ならないといえるだろう。もちろん,交換を申し込まれる側の上着所有者が,そもそもリンネルを欲するのかどうか,また仮に匿名の上着所有者がリンネルを欲しているとしても,20 エレのリンネルと引き換えに 1 着の上着を手放してくれるかどうかということは定かではない。しかしリンネル所有者は,1 着の上着の対価として相応しいのは 20 エレのリンネルだろうという予想の下に,20 エレのリンネル 1 着の上着 という交換要求を提示することになったと考えることはできるだろう。そしてこのときリンネル所有者の主観においてという条件付きながら,リンネルと上着との 比較 が,リンネル所有者によってなされていると考えることもできるだろう。

前節では,ステュアートの「計算貨幣」論を見た。そこで繰り返し論じられていたのは, 測定するとはどういうことか という問題であった。それは一言でいえば, 比率を示す ということであったと考えられるが,ステュアートにとっての問題関心は, 比率を正確に示す という点にあった。1着の上着を欲し, 20 エレのリンネル 1着の上着 というかたちで匿名の上着所有者に交換要求を行うリンネル所有者は,1着の上着に相応しいリンネルの 比率を正確に示す ことを行っているわけではないとしても,リンネルと上着との 比率を示す ことを自らの頭の中で行い,それを提示していると考えることができる。この点が,単に上着を欲するというのではなく,リンネルと引き換えに上着を欲する際の特徴になると考えられる。

そうとすると問題は、少なくともリンネル所有者において、リンネルと上着との何が、釣り合いの取れる比率として比較されているのかということになるだろう。前節でも考えてみたように、長さ と 重さ とでは比較を行なうことはできない。 長さ と 長さ との間で、そして 重さ と 重さ との間で比較は可能になり、そうした同じ属性という観点から両者の比率を考えることができるのだった。このことを 20 エレのリンネル 1 着の上着 という交換要求に当てはめて考えてみると、リンネル所有者の主観において、リンネルが上着に等しいと捉えられるにしても、または、上着がリンネルに等しいと捉えられるにしても、彼の有するリンネルと他者の有する上着には、両者の比較を可能ならしめる共通の属性が具わっているはずだと推論することができるだろう。仮にそうした共通の属性が両者に具わっていないとすれば、 比較 ・ 比率を示す という際の準則に鑑みて、1 着の上着に相応しいと考えられる量のリンネルが、リンネル所有者によって対置されることはそもそもないだろうと考えられるからである。

もちろん,リンネル所有者が上着を欲するという欲求そのものは,こうした共通の属性への顧慮がなされて惹起されるわけではない。しかし,そうした上着に対する欲求が,それに見合うリンネルと引き換えに実現されようとする際には,少なくともリンネル所有者の主観においては,自己の有するリンネルと他者が有する上着とに具わる共通な属性が,事実上 承認 されているということになるだろう。そしてこの共通な属性に基づいて,20エレのリンネル 1着の上着 という交換要求(比較)が行なわれているのだろうと捉えられざるをえないとも考えられる。

さらに考えてみると、他人の商品を欲するのは、何もこのリンネル所有者だけというわけではない。上着所有者も、鉄所有者も、茶所有者等々も、その時々の状況に応じて、他人の商品を欲するだろうと考えられる。また、リンネル所有者の欲求も、常に上着のみに固定されているというわけではなく、鉄や茶に向けられることもあるだろうと考えられる。そしてこれら各商品所有者が、単に他人の商品を欲するのではなく、自商品と引き換えに他人の商品を欲すると考えてみると、その際に事実上行なわれているのは、上で見た共通の属性に基づく 比較 ということにならざるをえないだろう。そこで、このように諸商品を 比較 し、各商品所有者が抱く他商品への欲求を交換要求として提示することを可能ならしめる、諸商品に共通に具わっているだろうと推論される属性を、たとえば 価値 と呼んでみることにしよう。

前章では,各商品所有者による他商品に対する交換要求を出発点にして,それがどのような論理 によって一般的等価物(たとえば金)に対する交換要求として収斂しうるのかという問題を考察し たが,その出来上がった形態を,つまり貨幣形態をリンネル所有者に即して示してみると,たとえ ば 20 エレのリンネル 2g の金 と記されることになる。この表記からは,ともかくリンネル所有者が金を欲していることが読み取れ,リンネル所有者の主観において,20 エレのリンネルに具わる 価値 と2g の金に具わる 価値 とが,釣り合いのとれたものとして 比較 されているのであろうことを読み取ることができる。

また、一般的価値形態が出来上がった後には、各商品所有者の交換要求は一般的等価物に対する交換要求として集中し、たとえばリンネル所有者が抱くそれぞれの商品(上着や茶や鉄など)に対する欲求は、一般的等価物による購買というかたちで媒介される側面が前面に押し出されることにもなる。こうした等価物の媒介性という性格は、他者の交換要求を自己の交換要求に組み込むという、共通等価物の導出過程においても見られたが、一般的価値形態が成立することによって各商品所有者は、他の商品所有者が何の商品を欲しているのかということに対して顧慮をする必要がなくなり、ただ一般的等価物に対して交換要求を行なえばよいことになる。またそのことによって諸商品に具わる価値は、あれこれの商品に具わる価値と比較される必要がなくなり、ただ一般的等価物に具わる価値と比較されるだけでよいと考えられることにもなるだろう。このように、各商品所有者の交換要求の内実を考察してみると、そこで行なわれているのは、自商品と他商品とに具わる価値の比較であると考えることができる。そしてこの点を押さえておくならば、たとえば20エレのリンネル 1着の上着というリンネル所有者の交換要求において、「使用価値としてはリンネルは上着とは感覚的に違った物であるが、価値としてはそれは「上着に等しいもの」であり、したがって上着に見えるのである」(Marx[37]S.66、訳(1)101頁)、つまり商品の価値は他商品の使用価値(商品体)によって表現されると捉えることもできなくはない。

現行版『資本論』の価値形態論においては,商品の 価値 は他商品の使用価値(商品体)で表現されるという仕組みが推し進められ,形態 I から形態 III への展開,そして「金が一般的等価形態をもっている」(Marx[37]S.84.,訳 (1)131 頁)形態 IV が導かれていた。その際,価値表現という観点から見れば,商品の 価値 は他商品の使用価値(商品体)によって表現されるという論理で一貫させられるため,一般的等価形態と一般的等価物は不可分のものとして一体化させられることになる。しかし問題は,形態 IV を仮に 商品貨幣形態 と呼んでみることにした場合,そこからもう一歩推し進められた形態として,貨幣単位と一般的等価物とが切断された,たとえば 準計算貨幣形態(形態 V) とでも呼びうる形態を設定することは可能だろうかという点に存する。要するに,一般的等価物が存在しない一般的等価形態を想定しうるだろうかということである。

そこで再度,形態 IV(仮に 商品貨幣形態 と呼ぶ)で行なわれていることを省みてみると,そこではまず第一に,各商品所有者から金に対する交換要求が行なわれている。また第二に,そうした交換要求が行なわれることによって,各商品所有者が有する自商品に具わる 価値 が,金に具わる 価値 と比較されていると考えることができた。そして第三に,こうした各商品所有者の側から「能動的」に発せられる交換要求が金所有者に受け入れられる場合には,諸商品は「命がけの飛躍」(Marx[37]S.120.,訳(1)191 頁)に成功し,各商品所有者は売り手から買い手に,つまり商品貨幣所有者になることができる。

これら諸点について,一般的等価形態と一般的等価物とが一体化されている 商品貨幣形態 は,現実の商品流通との連続性を有していると考えることができるだろう。各商品所有者から発せら

れる交換要求を受け止める媒体として金があり,各商品所有者が有する商品の 価値 を比較する媒体として金があり,そして,経済主体が売り手なのか買い手なのかを識別する端的な指標として,実在物である金を見出すことができる。言い換えれば,一般的等価形態が金に付着している 商品貨幣形態 においては,各商品所有者の「単に観念的な,または想像された形態である」(Marx[37]S.110.,訳(1)173 頁)価値形態は,金が実在するという点を架け橋にして,商品流通の現実化という問題に連続的に接合されていると見ることができる。

一方,一般的等価物を見出せない一般的等価形態(仮に 準計算貨幣形態(形態 V) と呼ぶ)が想定しうると仮に考えてみる場合,そこには 商品貨幣形態 との相違が挙げられることになるだろう。たとえば一般的等価物の一定量の呼称である「円」ではなく,単なる「円」という単位を用いた価格付けが行なわれていると考えてみる。このとき,交換要求という観点で一貫させてみると,各商品所有者は「円」を欲し,「円」に対して交換要求を行なっていると考えられることにはなる。しかし 準計算貨幣形態(形態 V) においては,一般的等価形態が物に付着していないと考えてみるのだから,各商品所有者から発せられる交換要求を受け止める物は見出せないということになるだろう。そうであるにしても,人間の欲求が物に対してだけでなく,無形の「たとえば良心や名誉」(Marx[37]S.117,訳(1)185 頁)といった事柄にも向けられるであろうことを想起してみれば,自商品と引き換えに何らかの事物を欲するという関係において,必ずしも欲される側の「商品体(Wertk"orper)」が要請されるわけではないと考えることもできなくはない。また,各商品所有者による「円」に対する交換要求が行なわれることによって,そもそも 価値 とは何かという根源的な問いが生じることにはなるとしても,自商品に具わる 価値 と「円」に具わる 価値 とが比較されていると捉えることもできるだろう35)。

つまり価値形態論において,形態 I から形態 VI を通じて貫徹する各商品所有者の交換要求という契機の延長線上に,一般的等価物から切り離された価値形態( 準計算貨幣形態(形態 V ))を導き出すことは,形式的にはできるだろうと考えられる。しかし実質的な問題として,なぜ各商品所有者が「円」という貨幣単位に対して交換要求を行なうことになるのかという点は残される。このため,形態 IV から形態 V への移行は必ず行なわれる,もしくは行なわれざるをえないという性格のものではなく,形態 V への移行も起こりえなくはないというほどの蓋然的な関係として捉えられる必要があるだろうと考えられる。具体的には形態 IV から形態 V への移行は,形態 IV において充填される統治機構の存在が組み込まれた,実証的な分析によって説明されることになるだろうと考えられる。

また,形態 V で生じる技術的な問題として,物としては存在しない一般的等価形態に実在性を持たせ,商品流通を現実化させる媒体の必要性を挙げることができる。たとえば,国家の権限において紙幣(国家紙幣)なり帳簿方式なり電気信号なりのかたちで一般的等価形態に実在性が与えられているとすれば,形態 V はたとえば 国家貨幣形態(形態 V) とでも呼びうる価値形態に基づいて,商品流通を現実化させていると捉えられることになるだろう。

<sup>35)</sup> もちろんこのときには,商品の 価値 が他商品の使用価値(商品体)で表現されるという考え方を採ることはできず, 価値 は 価値 と比較されていると捉えられなければならないことになるだろう。

この観点から考えてみると,現代の「円」に実在性を与えている媒体として,現代の不換銀行券(発券銀行の債務)は捉えられることになるだろうと思われる。本章第 1 節では,不換銀行券論争における不換銀行券の本質についての二つの見方,すなわち不換銀行券 = 信用貨幣説と不換銀行券 = 国家紙幣説の見解を概観した。繰り返しになるが,不換銀行券 = 信用貨幣説においては,不換銀行券の伸縮運動という観点から,兌換 / 不換にかかわらず銀行券は信用貨幣として捉えられた。一方,不換銀行券 = 国家紙幣説においては,兌換停止 = 貨幣債務の免除 と捉えられたことによって,不換銀行券の本質は国家紙幣化するものとして考えられたのであった。そして両説共に,貨幣は金という前提に基づいて考察が進められていたのでもあった。

本章では、一般的等価物との兌換が停止されており、かつ貨幣単位と一般的等価物とが結び付けられていない状況において、依然として不換銀行券が発券銀行の債務として計上されるのはなぜだろうかという現象に着目した。その理由として本章では、現代の不換銀行も貨幣債務として捉えることができるからではないかと着想したわけだが、そのことによって必然的に、貨幣 についての再考の必要性が生じたのでもあった。そして、一般的等価物が存在しない一般的等価形態を想定することができるか否かという点が、この問題の核心になるだろうと考えられたのであった。

そして本節ではこの点について、商品所有者の交換要求という観点から考察を行ない、形態 IV (商品貨幣形態)からもう一歩推し進めた形態 V (準計算貨幣形態)を導くことは、形式的には不可能ではないだろうと考えた。これらのことを踏まえて現代の不換銀行券を捕捉してみると、「円」に実在性を与えている不換銀行券が抱える貨幣債務とは、一般的等価物の支払約束という意味での債務ではなく、一般的等価形態の存続保証という意味での責務として捉えられることになるだろう。つまり、各商品所有者が引き続き「円」に対して交換要求を行なうに足ると考えうる状態が維持されるということ、言い換えれば、各商品所有者が有する自商品に具わる 価値 が、「円」の価値 で比較され続けるに足る状態が存続されるということ、この点に、現代の不換銀行券(発券銀行の債務)が抱える貨幣に対する債務が見出されることになるだろうと考えられるのである。

もちろん,現代の不換銀行券の貨幣債務性をこのように考えることによって,貨幣は一般的等価物としてではなく,一般的等価形態として捉えられることになり,貨幣そのものにとっては,必ずしも物が不可避の要因になるわけではないという帰結が引き出されることになる。そして貨幣とは一般的等価形態に他ならず,そうした貨幣によって諸商品に具わる 価値 が比較されることになるという点に鑑みると,貨幣を貨幣たらしめているのは,商品に具わる 価値 に他ならないという帰結に行き着くことにもなるだろう。

「すなわち,観念的に表現すれば,価値形態は価値概念から発していることを論証するということだったのである。」(Marx[36]S.43., 訳 77 頁)

仮に商品に 価値 が具わっていないとすれば,貨幣(一般的等価形態)が生じることもない。 つまり,商品には 価値 が内在すると考えざるをえないということになる。 しかしながら上記引用文が,「決定的に重要なことは,価値形態と価値実体と価値の大きさとの関係を発見するということ」( $\max[36]S.43$ .,訳 77 頁)という言説の後に記されている点には注意が払われるべきだろう。本章では,貨幣(一般的等価形態)が商品 価値 から生じるということ,そして商品には 価

値 が内在するという問題を考察したことになる。

ではそうした 価値 の実体とは何なのか。そうした 価値 の「大きさ」はいかに規定される ものなのか。これらの点については,さらに考察が進められていく必要があるだろう。

### 参考文献

- [1] 明石博行「商品に表わされる労働の二重性」,種瀬茂編著『資本論の研究』,青木書店,1986 年、所収。
- [2] 荒牧正憲「不換銀行券論争 現代インフレ論の基本視角 」, 佐藤金三郎ほか編『資本論を学ぶ V』, 有斐閣, 1977 年, 所収。
- [3] 有江大介「マルクスにおける「抽象的人間的労働」の概念」,『経済学研究』第 23 号,東京大学経済学研究会,1980年。
- [4] 宇野弘蔵『資本論五十年 下』, 法政大学出版局, 1973年。
- [5] 岡橋保『新版 貨幣論』, 春秋社, 1957年。
- [6] 岡橋保『信用貨幣の研究』, 春秋社, 1969年。
- [7] 岡部洋實「貨幣生成論への視座 (2) 山口重克氏の批判に応える 」,『経済学研究』第 50 巻第 4 号 , 北海道大学大学院経済学研究科 , 2001 年。
- [8] 片岡浩二「貨幣生成論の批判的検討」, 『経済学雑誌』第 95 巻第 3・4 号, 大阪市立大学経済 学会, 1994 年。
- [9] 片岡浩二「純粋な流通形態の位相 貨幣の存在論 (2) 」、『大阪市大論集』第 $83 \cdot 84$ 号, 大阪市立大学大学院経済学研究会,1996年。
- [10] 片岡浩二「分権的な経済と貨幣 貨幣の存在論(3) 」、『大阪市大論集』第89号,大阪市立大学大学院経済学研究会,1997年。
- [11] 川合一郎『信用制度とインフレーション』,川合一郎著作集第5巻,有斐閣,1981年。
- [12] 久留間鮫造『価値形態論と交換過程論』, 岩波書店, 1957年。
- [13] 久留間鮫造『貨幣論』, 大月書店, 1979 年。
- [14] 竹本洋『経済学体系の創成』, 名古屋大学出版会, 1995年。
- [15] 西村閑也「不換銀行券・信用貨幣の研究=論争」、『経済セミナー』1960 年 7 月号, 日本評論 新社, 1960 年。
- [16] 浜田博男「貨幣・金融論争」, 川口弘ほか編『金融論講座 5』, 有斐閣, 1965, 所収。
- [17] 浜野俊一郎「不換銀行券の本質と運動 不換銀行券論争小史 」, 遊部久蔵ほか編『資本論講 座 5』, 青木書店, 1964, 所収。
- [18] 広田精孝「価値形態論と交換過程論」,種瀬茂・冨塚良三・浜野俊一郎編『資本論体系 2 商品・ 貨幣』, 有斐閣, 1984 年, 所収。
- [19] 吹春寛一「論争:不換銀行券」,種瀬茂ほか編『マルクス経済学の基礎知識』,有斐閣ブックス, 1976年, 所収。
- [20] 麓健一『不換銀行券論』,青木書店,1967年。

- [21] 古谷豊「ジェイムズ・ステュアートの計算貨幣論」,『経済学研究』第 45 巻 , 東京大学経済学研究会 , 2003 年。
- [22] 古谷豊「ジェイムズ・ステュアート貨幣論の構造」,『社会科学論集』第 112 号 , 埼玉大学経済学会 , 2004 年。
- [23] 正木八郎「マルクス価値論の再検討 (1) 実体概念の転回に向けて 」,『経済学雑誌』第 90 巻第 1 号, 大阪市立大学経済学会, 1989 年。
- [24] 正木八郎「マルクス価値論の再検討(2) 実体概念の転回に向けて 」,『経済学雑誌』第 90 巻第 2 号, 大阪市立大学経済学会, 1989 年。
- [25] 正木八郎「抽象的人間労働 経済学批判のための「決定的な跳躍点」 」, 佐藤金三郎ほか編『資本論を学ぶ I』, 有斐閣選書, 1977年。
- [26] 松井安信「不換銀行券論」, 川合一郎編『現代信用論 (上) 資本制生産と信用 』, 有斐閣ブックス, 1978 年, 所収。
- [27] 三宅義夫「兌換銀行券と不換銀行券」、『経済評論』1957年3月号、日本評論社、1957年。
- [28] 向井公敏「抽象的人間労働の存在論 マルクス価値論のプロブレマティーク (1) 」,『同志社商学』第 42 巻第 2 号,同志社大学商学会,1990 年。
- [29] 向井公敏「ルービン以後のマルクス マルクス価値論のプロブレマティーク (2) 」,『同志社商学』第 44 巻第 3 号,同志社大学商学会,1992 年。
- [30] 向井公俊「貨幣の現象学(上) マルクス価値論のプロブレマティーク(3) 」、『同志社 商学』第 46 巻第 5・6 号、同志社大学商学会、1995 年。
- [31] 向井公俊「貨幣の現象学(下) マルクス価値論のプロブレマティーク(3) 」,『同志社 商学』第 48 巻第 3 号, 同志社大学商学会, 1996 年。
- [32] James Steuart. An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy Vol. 2. edited by Andrew. S. Skinner, with Noboru Kobayashih and Hiroshi Mizuta, Pickering & Chatto, 1988., 小林昇監訳『経済の原理 第3・第4・第5編』,名古屋大学出版会,1993年。
- [33] James Steuart. An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy Vol. 3. edited by Andrew. S. Skinner, with Noboru Kobayashih and Hiroshi Mizuta, Pickering & Chatto, 1988., 小林昇監訳『経済の原理 第3・第4・第5編 』, 名古屋大学出版会, 1993年。
- [34] Karl Marx. Zur Kritik der Politischen Ökonomie. in Marx-Engels Werke, Band 13, Dietz Verlag, Berlin, 1961., 杉本俊朗訳『経済学批判』, 国民文庫, 1966年。
- [35] Karl Marx. 江夏美千穂・上杉聡彦訳『フランス語版資本論 上巻』, 法政大学出版局 , 1979 年。
- [36] Karl Marx. Das Kapital. Erster Auflage. in Karl Marx, Friedrich Engels: Gesamtaus-gabe(MEGA), Band 5, Dietz Verlag Berlin, 1983., 岡崎次郎訳『資本論第一巻初版』, 国民文庫, 1976年。
- [37] Karl Marx. Das Kapital. in Marx-Engels Werke, Band 23, Dietz Verlag, Berlin, 1962., 岡崎次郎訳『資本論』第 1-3 分冊,国民文庫,1972年(なお,引用に際して第1分冊の5頁を挙げる場合には「訳(1)5頁」と表記した)。
- [38] Karl Marx. Das Kapital III. in Marx-Engels Werke, Band 25, Dietz Verlag, Berlin, 1964.,

岡崎次郎訳『資本論』第 6--8 分冊,国民文庫,1972 年。